

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成27年12月14日 午前9時59分～午後2時2分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森永靖子	委員	今塩屋裕一
副委員長	森満晃	委員	川添公貴
委員	川畑善照	委員	福元光一
委員	杉菌道朗	委員	小田原勇次郎
委員	佃昌樹		

○欠席委員（1人）

委員 井上勝博

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野一誠

○その他の議員

議員	江口是彦	議員	谷津由尚
議員	新原春二	議員	成川幸太郎
議員	中島由美子		

○説明のための出席者

危機管理監	新屋義文		
防災安全課長	角島栄	市民福祉部長	春田修二
原子力安全対策室長	遠矢一星	市民健康課長	檜垣淳子

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹	久米道秋
議事調査課長	道場益男	議事グループ員	柳裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

1 調査事項

- (1) 平成27年原子力防災訓練について
- (2) 現地視察の取扱いについて

2 審査事件

- (1) 陳情第21号 実態に即した原子力防災訓練になるよう全市民への周知徹底を求める陳情
 - (2) 陳情第22号 希望する住民への安定ヨウ素剤入手を検討することを求める陳情
 - (3) 陳情第23号 放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情
 - (4) 陳情第24号 川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情
 - (5) 陳情第25号 川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求める陳情
 - (6) 陳情第26号 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難に関する陳情書
 - (7) 陳情第27号 川内原発事故避難受入れ先見学に関する陳情書
 - (8) 陳情第28号 学校等における原子力防災に関する陳情書
 - (9) 陳情第29号 安定ヨウ素剤に関する陳情書
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在6名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可します。

△平成27年度原子力防災訓練について

○委員長（森永靖子）それでは、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を行います。

平成27年原子力防災訓練についてを議題いたします。

まず、今月20日に実施予定の原子力防災訓練の内容について、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）おはようございます。それでは、平成27年度の原子力防災訓練について、資料に基づきまして説明させていただきますと思います。

それでは、まず資料でございますが、1ページをお開きください。

1ページには、原子力災害対策の重点区域について、また2ページから3ページにかけてはEAL、OILに基づく防護措置についての記載でございますが、これらにつきましては原子力防災の基本的なことでございます。これまでも説明させていただいているところでございますので、割愛させていただきたいと思っております。

次に、4ページからでございますが、ここからが原子力防災訓練についてでございます。

まず、訓練の目的としまして、国の防災対策の見直しなどを踏まえ、国、地方自治体、原子力事業者等が共同して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図ることとしております。

訓練日時につきましては、平成27年12月20日、日曜日、8時から15時30分の予定で

ございます。

訓練対象の施設につきましては、九州電力株式会社川内原子力発電所2号機となっております。

5ページをお開きください。

訓練想定でございますが、薩摩半島西方沖にて震度6強の地震が発生し、原子炉が自動停止するとともに、発電所付近の送電線鉄塔の倒壊により外部電源が喪失し、同時に1次冷却材系統からの漏えいが発生すると。その後、震度5強の余震が発生し、1次冷却材系統からの漏えい量が増加し、非常電源が故障し、全電源喪失することにより全面緊急事態となるとともに、非常用炉心冷却設備による注水不能となり、炉心溶融に至る想定でございます。事故の進展に伴い、地域防災計画に基づき対策をとることとしております。

次に、6ページをごらんください。

PAZ圏内の要配慮者避難実施訓練についてでございますが、EAL2の施設敷地緊急事態でPAZ圏内の要配慮者の避難を開始することとなっております。

訓練では、放射性物質の環境への漏えい前の段階において予防的に避難等を準備する区域であることから、UPZ外の避難先等への避難を実施します。今回の訓練では、PAZ圏内の福祉施設入所者の避難対策としまして、九州電力の福祉車両、自衛隊の救急車、民間救急車、バス等による避難訓練、また在宅の要配慮者の避難対策として、救急車及び九州電力の福祉車両による医療機関を経由しての避難訓練、また急病者対策としまして、航空自衛隊のヘリコプターによる搬送訓練も計画しております。また、あわせて屋内退避施設の展開訓練も計画しているところです。

なお、この事態では、UPZにつきましては屋内退避の準備をすることとなっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページにつきましては、PAZ圏内の住民避難実施訓練についてでございます。これは、EAL3の全面緊急事態でございます。PAZ圏内の住民の避難が開始されるものでございます。

訓練では、非常電源が故障し、全交流電源が喪失し、非常用炉心冷却装置による注水が不能となり全面緊急事態になったことから、PAZ内の住民の避難が行われます。訓練では、避難先として県立図書館等へ避難することとなります。今回は、バス、レンタカー等による避難として、西回り自

動車道の使用、避難途中でのバス乗りかえによる避難、また自衛隊による孤立者救助訓練も計画されております。

なお、この事態では、UPZにつきましては屋内退避を実施することとなります。

次に、8ページをごらんください。

UPZ圏内の一部住民等の避難実施訓練についてでございます。内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言後、事象の進展に伴い、UPZ内の空間線量率が20マイクロシーベルトを超えた地区の地域の住民等の避難を行うこととなります。

訓練では、空間線量率の状況等に応じて避難計画で設定しております避難先が使用できなくなった場合の原子力防災・避難施設等システムを活用し、代替の避難先へ避難することとなります。

今回は、避難対象区域を陽成、高来、城上の3地区とし、計画上の避難先、湧水町から調整システムを活用し避難先を鹿児島市へ変更し、避難途中の避難待機時検査及び避難所を鹿児島市河頭中学校とすることとしております。また、UPZ圏内の社会福祉施設の避難についても、城上町の田海園を計画しているところでございます。

なお、3地区以外のUPZにつきましては、屋内退避を実施することとなります。

次に、9ページをお開きください。

甌島地域のUPZ内に里町、上甌町の一部がございます。その空間線量率が毎時20マイクロを超え、UPZ内の住民がUPZ外にまず避難し、その後、島外避難するというので、今回につきましては、海上自衛隊の船で島外に避難する訓練も実施しております。今回は、避難先は長浜港としておりますが、これは本土の港と想定して実施するものでございます。

次に、10ページを御確認ください。横長のA3になっております。

今回は1日の訓練になりますので、午前中にPAZの避難を中心とした訓練で、午後にUPZの避難を中心とした訓練となっております。左の上になんと小さく書いてございますが、7時に地震が発生し、EAL1になり、8時20分に全交流電源喪失に伴う10条事象となります。この時点で、本市のPAZ圏内の要配慮者の避難が開始になり、その他の方々は避難の準備をすることとなります。また、10時20分に、全給水機能喪失に伴う15条事象となり、この時点でPAZ圏

内の住民の避難が行われ、UPZの住民は屋内退避をしていただくこととなります。

次に、12時からの訓練につきましては、15条事象が発生し、原子力緊急事態宣言がなされてから2日経過後の想定で行われるものでございます。12時5分にUPZ一時移転先の調整がなされ、12時50分に一時移転の準備指示があり、13時30分に一時移転指示が出され、UPZ内の一部、陽成、高来、城上の3地区の地域につきまして避難を実施されます。また、同時に福祉施設につきましても避難を実施するものでございます。

なお、PAZ、UPZの避難に伴い、避難待機時検査場所、避難所・救護所等として県立図書館、鹿児島市河頭中学校で開設・運営訓練が実施されるものでございます。

また、スケジュール表には時間経過ごとに市の要員、消防局・消防団、オフサイトセンターの動きも記載してございますので、その中での活動を行うこととしております。

今回の全体の訓練種目及び訓練内容につきましては、13日の日に新聞折り込みにも入っております別紙のチラシに記載の16項目になっているところでございます。

なお、別紙としまして、先週金曜日のほうに県による記者クラブへの説明会資料も参考までに添付しているところでございます。

以上で、平成27年度原子力防災訓練の計画についての説明を終わります。

以上です。

○委員長（森永靖子） ありがとうございます。

ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗） 今、訓練の全体像を示していただきました。

今までも、過去にも訓練等々が実施されてきたわけですが、その訓練内においてさまざまに市民の方から御意見等々もあって、それなども踏まえながら、より充実した形での訓練かなというふうに理解をしますが、そういうふうな状況下でいいのかということです。

それから、総体的に何名程度が各関係機関含めて、人数的には何名が参加されるのか、把握ができておれば教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 現在までの参加機

関連びに住民等につきましては、500名程度でございます、住民について。あと、防災関係機関につきましては別にまたございます。

まだ調整が、正確な数字をいただいてませんので、住民についての参加について500名程度ということで。

○委員（杉菌道朗）500名が妥当かという部分については、いろいろ御意見もあるかなと思うんですけども。当然、そういう、いわゆる市民の方々含めて協力があってこそこの訓練が生きてくるのかなというふうに思いますし、後もってまた陳情でも審査することになりますけれども、なるべく多くの方が参加ができるような体制、今後考えていかなければならないのかなというふうに思います。

ともあれ、詳細な計画になっておりますので、またその現実をしっかり見ていきたいなというふうに思いますので、しっかりした対応で取り組んでいただければなというふうに思うところです。

以上です。

○防災安全課長（角島 栄）先ほども言いました500名弱につきましては、実際に行動をとっていただく数値でございます。その以外に、事前の説明会の中では、UPZ圏内の住民につきましても防災行政無線との広報にあった場合は、屋内退避をしてくださいというお願いはしてございますので、市としましては、市民全員の方が何らかの形で屋内に入る行動をとっていただけると認識しているところでございます。

以上です。

○委員（杉菌道朗）別件になります、ありがとうございます。西回りの高速を今度使われるということで、多分に先導車も警察のバトカーないし先導はされるんだろうなというふうに思いますけれども。南九州西回り自動車道の場合は片側交互通行の区間帯が多いという状況下もありますけれども、そこらあたりはきちっと対応ができる準備になっているのか。

あわせて、もう一点、甌のほうで多目的機関で輸送の計画もありますけれども、当日、ある程度しけた状況下になったときにその訓練そのものが実施できるものなのか。海上自衛隊の船でありますから相当の荒天時もある船かなというふうには思うんですけども、そこらあたり2点を教えていただければと思います。

○防災安全課長（角島 栄）今回の訓練につきましては、警察、自衛隊の先導車による避難を計画しているところでございます。その点につきましてははっきりやっていると認識しております。

また、甌島につきましては、そのしけの状況によりますが、ある程度の場合は海上自衛隊の船がございまして来れるとは思いますが、もしそういう相当なしけになりますと、まず屋内退避が有効であるということで、30キロ圏外に出て屋内退避を実施していただくということでございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）今ほど課長のほうからも説明がありましたが、この防災訓練に関しましては、事前に、今、地域の説明会に行っておられるというふうに認識をいたしております。私もその説明会には参加をさせていただきましたが。

その説明会のいわゆる参加状況、実績と、その中で出された地域の皆さん方からのお声、質疑、そして御意見等がありまして、そこあたりを集約しておられましたら御報告を願いたいんですが。

○防災安全課長（角島 栄）実績でございますが、48地区コミのうち現在46地区コミ回っております。あと2カ所、あす計画されておりますが、46地区コミで983名の参加でございます。

その中での意見としまして出ておりますのが、バス等の確保についての意見がございました。そのほかにつきましては、要配慮者の搬送も出しましたが、その中でも在宅についてが出ておりましたので、それについては九州電力さんの福祉車両とかいうのを丁寧に説明させていただいたところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）驚いたのは、参加人員。9万何千人がいる中で500人の参加っていうのは極めて少ないんじゃないかなという気がします。パーセントにすりゃ5%もないぐらいですよ。だから、これで全体を現実に把握できるのかなというのがあります。5%以下の人間が、2.5%ぐらいかな、の人たちが果たして動いて、そして全体を把握できる状況になるのかなっていう疑問がまずあります。

それと、知事が10キロ以遠については大したことないんだというような発言があって、何かこ

の訓練自体も知事の発言に左右されてるのかなという思いがあります。したがって、5.6テラベクレルといったような、または5マイクロシーベルトだといったような発言が全体を支配してるような気がしてならないんです。それが参加人数のあられ、UPZの参加者が少ないことのアラわれのかなという気がしてなりません。

それから、今回の特徴的なことで、避難の調整システム、シミュレーションを使って調整システムを使って避難先を変えるとといったようなことがちょこっと出ているようですが、これの具体的なことを教えていただきたいなと思います。

まず、関連するのが、ヨウ素剤の配布について、河頭かな、何人ぐらいここに結集するのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○防災安全課長（角島 栄） 参加人員の人数につきましては、500名程度ということで、実際、行動するのは500名程度ですが。事前説明会の中では、屋内退避の有効性とかいうのも伝えながら説明しております。その中で、そういう情報は防災行政無線等の広報がありましたら、屋内にまずは行動をとってくださいと、日ごろからそういうのを認識づけてくださいということで、訓練に全員が参加できるような体制をとってくださいということでお願いはしているところでございます。

また、そのシステムにつきましては、具体的なシステム、今回、薩摩川内市につきましては、要するに3地区のほうは湧水町になるんですが、県のほうでそのシステムを活用しまして、県のほうから各自治体、またそういう医療機関のほうに連絡をとりまして、その中で県のほうのシステムを使って避難先を決めてお互いにその調整をして避難する。また、必要避難手段等の車両等については、その中で市のほうから要請をかけて車両も準備をして、その車両で避難していただくという流れになっているものでございます。

また、ヨウ素剤についての、薩摩川内市としましては3地区の各地区、今のところは計画では15名ずつでございますので、薩摩川内市につきましては15名やりますが、ほかの市町につきましても実施されると聞いておりますので、人数的にはちょっと全体人数は把握しておりません。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 私も何回か見さしてもらってるわけですが、事前に、例えばバスで運ぶとき

に、もうバスは待機してるんです。自衛隊も待機してるんです。実時間、実働の実際じゃないわけ。初めからもう待機場所を決めて、そこに待機をして、それから原子力発電所の寄田とか久見崎とかそういったところに入ってっております。

前は、そうでないようなやり方だったんですが、救急車も来ないような状態が前回発生をしておりましたし、またヘリコプターも来ないといったような情報もおくれて入ってきたりしております。その情報が、本当にきちっと、情報だけでいえば、例えばバスだけで移動する人は集団ですから情報を得やすいと思う。だけど、マイカーで移動した場合に、調整システムの情報をどう把握するかの問題もあるんです。

だから、放射線のシミュレーションはこうこうですと、したがって避難先の変更はこういうふうになりますというそういった情報を、マイカーで移動する人たちはラジオでしか得られないのかな。非常に難しいんじゃないかなとは思いますが。経路にしても何にしても。だから、そこまで考えられているのかなどうなのかな。

それと、待機の問題と。今回は待機なしで情報を得たらすぐ各機関がばっと一斉に動いていくと、もちろんバスもそのようにすると、自衛隊もそうやるといったようなことなのか、それとももう待機してるのか、その辺はどうなんです。

○防災安全課長（角島 栄） バス等につきましては、今回の訓練につきましては待機等で訓練を実施するというところでございますが、情報連絡体制につきましては、まずはそのバスの手配の要請から始めて、次に手配の準備があって、手配の指示という、3段階の流れですのような訓練になっております。バス自体は待機という形ですけど、情報連絡についてはそういう流れに沿った訓練をしているところでございます。

また、システムにつきましても、まずは一時移転先を想定するところから始めて、その想定したところでまず区域を指定して避難を実施するという方向で今回については訓練されているところであります。委員が言われるとおり、もし移動中の変更につきましては、ラジオ等または警察、交通整理員等による誘導により避難先への誘導をしていくという態勢でございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 具体的に、河頭中に行くの

かな、これは河頭に行くのは調整システムを使って河頭中に避難先変更ということになると思うんですね。そうなったときに、途中なのか、それとももう事前なのか、恐らくここに書いてあるちゅうことはもう事前だろうと思うんです。シミュレーションじゃなくて、もう事前にここに行くんだと、そういう訓練にしか見えないんです。だから、避難調整システムをどこでどういうふうに使ってやるのか、そこはどうなってますか。

○防災安全課長（角島 栄） 現在の計画では、まず一時移転をする区域をまずはここあたりだろうという想定のもとに、まずは1回目の情報収集があり、その後にそういう確実に指定されて、その後に実際に行動をとっていただくという計画で今のところはございます。

ですので、委員が言われるとおおり、もう場所が決まってからの住民の移動ということでございます。

○委員（佃 昌樹） 一言でいえば、調整システムを臨機応変に使いこなしていくというわけではないのね、そういうわけではないよね。事前に決まってるということになると。だから、それで本当に訓練の内容として意味があるのかな。どこにその避難調整システムをどういうふうに着目してはめながらやっていくのかっていうのは極めて大事なことです、というふうには思わない。もうちょっと機能的であってほしいなと、苦言を呈することになりますけど。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） やはり、システムは移転をすべき地域のまず放射線量率がどうであるかという部分が緊急モニタリングによってわかります。その方向、8ページの図にありますとおおり、もくもくとした図がありますけれども、その方向先に一時移転すべき地域の避難先が予定されているというのはもうそこでわかりますので、システムを活用して影響のないその他の避難所の検索を県が行って、それを場所を指定してから今回は移動をしていただくという訓練になります。

ですから、そういう時々状況によってシステムを活用しながら方向先を決めていくという方向には間違いありませんけれども、今回は短時間での移動という部分もありますし、また短い時間での訓練でありますので、今回はどこどこについて、あらかじめ避難先は決めてございますけれど

も、実際についてはやはりその場の状況そして避難先の状況、それ等を入力をしながら避難先を決定していくというそういうシステムでございますので、そういう形で、実際にシステムが活用がうまくいくのかという部分もまた今回は県のほうでされると思いますし、市としては、住民、施設、それとの連絡調整とか車の手配とか、その辺の手順の確認はしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 住民の皆さんに知らせるのに、15条通報で20マイクロシーベルトということになるけれども、テレビ、ラジオそれから行政無線、個別の行政無線、そういうのが主になるだろうと思うけれども。何か、やっぱり特別な、15条通報したら、もう放射線量がもう皆さんのところに来ますよっていう、そういった状況が間近になってますということの実態だから、やっぱりサイレン鳴らすとか何するとか、皆さんに瞬時にわかるようなやり方というのはできないもんですか。

火事で消防局のサイレンが鳴るのは、これはわかりますけど、今度は皆さんに放射線量が漏れてきたっていうことになると、皆さん被害者になるわけで、これはやっぱり緊急事態っていうこと意識づけをするんだったら、やっぱりサイレン鳴らすぐらいじゃないと、皆さんわからないんじゃないかな。どれだけの緊急事態で緊迫感を持っていかにかいのか、やっぱりそういうのを啓蒙したり、養成したりしていくのは大事なことだと思うんですが、その辺の市としての考え方はありますか。

○防災安全課長（角島 栄） 災害時または緊急時の信号、消防信号とかそういう信号はございますが、現在のところそういう、原子力の災害とかそういう特化した信号等が現在ございませんので、今、委員が言われたとおおり、こういう災害時に使えるような信号というのも今後また確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（福元光一） きょうここにこうして防災訓練のスケジュールを発表されたんですけど、こういういろんな避難計画のシステム、ここに書いてあるのは精いっぱいのことだと思うんですけど、

やはり、今、委員のほうからも意見がありまし

たように、そのときの状況によって、甌の場合は港を利用できないときもあるというときやら、やはり参加者500名程度というのも、一塊になれば多いようですが、ほんとにパーセント的にこれぐらいでいいのかっていう意見もあったんですけど、やはりこの訓練自体が、私は参加者はもうちょっと100%に近いぐらいの参加者がないと危機意識を持ってないじゃないかと思うんですけど。

これは、やはり訓練っていうのはもうマンネリ化になって、参加者も「また訓練か」、「バスが通つとよ」、「パトカーが通つとよ」とぐらいの意識を持たんまでもないですから。できたら、これもう8時からってなるんですけど、次に訓練もするときは夕方からとか、はっきり言って夜中のほうがいいんです、暗いときは。だけど、初めての夜やるっていうんだったら、夕方から暗くなるにつれてやってみたら、このシステム自体はもうほんとにはっきり言うて50%ぐらいは絵に描いた餅、このようになるとは、もう大変トラブルが起こるといふふうに思います。

そしたら、やはり参加人数もこれじゃいかんねと、市民の人たちも、「これじゃいかんから我々ももうちょっと訓練に参加せにゃいかんね」という気持ちになって、恐らく参加者もふえてくるし、またスケジュールの中に、照明器具とかそういうのも本当に必要になってくると思います、真っ暗だったら。だから、安定ヨウ素剤なんかも配布されるんですけど、できたら、はっきり言って懐中電灯なんかもやるべきです。配布するべきだと私は思います。懐中電灯は自分買えよと言うんだったら、100%、200%、我々のところに、「あなた方のところには放射能は飛んできませんよ、いいですから」というぐらいのことを言わんと、こういう参加者が少ないっていうことは、やはりそこに原因があるんじゃないかと思うんですけど。

これから、今までも質問があって、答弁としては、夜するところこうだということ言われたと思うんですけど。やはりそれはもう国を巻き込んで訓練をするんだから大変なことなんですけど。やはり夜する訓練をしたほうが良いと思っていらっしゃるんですか。

○危機管理監（新屋義文） 季節もそうですし時間もそうだと思いますけれども、やはり訓練につ

いては防災関係機関の手順、まずはそこがしっかりしないといけないという部分もございます。そして、今回説明会の中で課長からありましたとおり、訓練に実際に参加する部分の実働される方、そうでない方、そうでない方については、やはり今原子力発電所の状況はどうで、どういった行動がされていて、そして屋内退避をするんだというそういう意識を持っていただくということも一つの訓練であると思います。意識づけの訓練であると思いますので、今回の訓練についてはそのような、500名が多いか少ないかという議論もありますけれども、訓練はやっていきたいと思います。

例えば、夜に限ったという部分については、全体的な調整というのも出てまいりますので、それについては全体的な訓練ではなくて個別な通信訓練とかそういった形ではできないのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（福元光一） 最初から全体で取り組むというのもまた大変なことでありますから、部分的にでも、48あるコミュニティの中から、ある程度このコミュニティは今度は夜してみようというふうにするのもいいんじゃないかと思えます。

というのが、今の訓練は訓練者のための訓練だと私は思います。訓練に参加するっていうか、訓練に参加する人たちのための訓練であって、市民のための訓練ではないような気がするんです、私は。

今度、20日に防災訓練があるから、自治体なんかの行事には参加できませんって言うんです、今、我々は。そうすると、「それは、ないごて昼すつとよ、夜すればよかつじょ」という意見が、一般の人たちからはあります。今、危機管理監が言われたように、いろんな行政を取り込んでの訓練だから無理なところもあると思いますから、だけど本当に避難せにゃいかんときには、もうそういうことは言うておられないわけですから。

だから、今言われたように、夜にもやるというあれで、48あるコミュニティの中から1年以内に分けてやりやできるんですから、1月には、ここと、ここと、ここのコミュニティが夜訓練をやる。そしたら1年、12カ月あるんだから、ちょうど4コミュニティずつできます、48だから。やっぱりそれだけやるぞという意気込みがないと、いっつも昼間ばっかだから、やっぱり市民から

そういう意見が出るということを入りに入れてもらいたいと思います。

終わります。

○委員（川添公貴）私の方から3点ほど質問してもらいたいと思います。

まず、訓練をするということは非常に重要なことであって、いろんなことを検証するに当たっては必要だろうと思います。訓練の中身について云々という前に、訓練をするに当たっては何らかの想定をしなければいけないだろうということは十分理解をした上で質問するんですけど。

訓練の想定について先ほど説明があったわけですけど、この想定については、原子力規制委員会において、このようなことがあったときに電源喪失がないようにすることが条件で再稼働が認められているわけですね。実際、1次系統から漏れがあって、それがとまらない、中枢が不能になることがないようにしようということで、設備を整えた上で再稼働したわけですね。

それを踏まえてお聞きしたいのが、なぜこのような訓練想定になったのか、その経緯を教えてください。実際、今までいろんなことを審査する中で、このようなことは絶対起こしてはならないという条件で、いろんなことを、安全装置をつくってきたわけで、あえてこのような想定になった経緯を教えてください。1点であります。

次に、これは想定は置いて、訓練は必要だちゅうのは十分わかりますんで、今回、今お示されたのは机上のシミュレーションをされたと思うんです。そのシミュレーションをされたやつを実際動かしてみてもどのような問題点があるのか、どのような点を検証したらいいのかっていうことを今回やろうとする訓練であろうということて理解してよろしいのかどうか。

だから、今、もう一回言います、お示しされるのは机上でいろんなパターンを組んで行って訓練パターンを組んでいく、このように避難をするという全てのシミュレーションをした上で、今度やってみて、どのようなことになったのかっていう検証をする手だての訓練であるのかどうかということて間違いないのかを教えてください。

次、3点目です。これは結論になるんですけど、いろんな形で20マイクロシーベルトとか原災法第10条、15条があって今出てくるわけです。

その段階でいろんなことをやるわけですが、いたずらに市民に不安を与えるような訓練であってはならないと思うんです。幾ら訓練であっても、もう15条、10条でこうなった、待機しなさい、15条で避難しなさい、何シーベルトが出たっていう、いたずらにばんばんやるような訓練であってはならないと思うんです。先ほど言ったシミュレーションと一緒になんですけど、仮定をした上でこういう避難をしたなら市民の方々に安心をしていただけるという訓練であるべきだろうと思うんです。だから、その辺をどのように捉えておられるのかちゅうのを一つ。

その後、次回にこの部分をどう直したら次回はよく避難がスムーズにいくよという検証をされるべきだろうとは思っています。そのことによって、より安心感を与える、市民の方々に安心感を与えるための訓練であってほしいと願うわけですが、そのような考えで受けとめてよいのかどうか。

3点、大きくお伺いしてみたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄）今回の訓練の検証、想定についてということで、規制委員会が、委員も言われたとおり、そういう状態にならないように整備したという御意見でございましたが、今回の訓練につきましては、放射性物質が外に、15条事象でも放射性物質が外に漏れるおそれがあるという事象でもございますので、その中で一旦漏れて、その中で処理が済んで、また放射線が漏れないという状況の中での訓練で今計画がなされているものでございます。

それと、机上訓練のシミュレーションをどの点の検証をして間違いないかをということでございますが、これにつきましても、検証につきましては、言われるとおり、この計画書の中で実際住民がどう避難行動をとるかとかそういうのも含めながら段階的な避難をどうとるかとか、または車両の手配をどうするのか、そういうシミュレーションの中で計画を立てて検証をしていくということになっているところでございます。

また、市民に不安を与える訓練ということにならないためにも、私どもにつきましても、今回事前の説明会の中でも20マイクロがどういう数値なのか、500マイクロがどういう数値なのか、またはこういう数値になったときどういう行動をとっていただくかということも、その中で説明をさ

していただいているところでございます。

また、その点、今回の訓練の検証につきましては、訓練終了後、県、関係市町、国等交えながらそういう意見交換会をしていただいて、その検証をし、次回の訓練に生かしていくという方向で今進めてるところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴） 訓練想定については、今答弁をいただいたんですけど、なかなか意見がまなかつた、質問の趣旨とすると。

というのは、このようなことが起こらない、起こさないってということで再稼働を認めたわけがあります。そのために規制委員会もいろんな二重の三重の対策を打ったわけなので、例えば、仮にヒューマンエラーが起こって、どの系統もできなかったんだっていう想定がより身近な想定になるだろうと私は個人的には考えてたんです。機械的、物理的要素はかなり少ないだろうと想定してたんで、そのような方向で、何で前の前の、福島が起こる前の事故の想定とほとんど変わらないですよ、想定が、変わってないです、たしか。やはり、そこは改善したんだから、改善した内容の事故の想定をするべきだろうとは思ってたんです。

ですから、もう一回言います、地震が起きてもう社員が誰も出てこれないと、まして残った社員がミスをしたというような想定で選ぶべきだろうと。やるんだとしたら、そうしないと整合性が合わないと思うんで、そこはもう一回お願いしたいと思います。

それから、三つ目の安心感を与えるために事前に説明されてるっていうことは十分理解しましたが、それはありがたいことで、なお、済んだ後に、やはり半年ぐらいあいてしっかり検証された後に、もう一回こういうことでっていうことで、再度、御足労ですけど、市民と対話集会みたいな形で、出前講座みたいな形でされるっていうことでしたんで、より深めていただければ、むやみやたらに放射線とか放射能に対する不信感を持つ必要はないと、どの程度でどういう形だという形を御理解をいただけるのかなと思いますので、この訓練の結果を踏まえて、半年ぐらい検証された後にもう一回されるということでしたんで、私のほうからもお願いをしておきたいと思います。

1については、これは想定は多分、国がしたと思うんです。だから答えられないと思うんで、そ

のときはもう県、国との交渉の中でそのような形をもう一回提言をしていただきたいということにとどめておきたいと思います。

○危機管理監（新屋義文） この想定は、実際、主なものしか書いてございません。委員がおっしゃるとおり、その間には非常用なり電池なりたくさん整備がされている中で、放射性物質が外に出るという事象のための記載しかないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 冒頭で地区の説明会の概要を聞かせていただきまして、地域の方々のいわゆる不安材料、要援護者、要配慮者がきちんと避難ができるのかという不安感、そして避難のバスが確保できるのかという不安感が非常にあったと、私もそういうふうに御意見が出たのを記憶しております。

そこで、今回、要配慮者の避難の部分について、前回の国が主催した訓練の中で、いわゆる福祉の施設に避難車両が非常に到着がくれたという事例がありました。通報の部分の問題があったんだと思うんですが、そこあたりの部分を踏まえて、今回もきちんとそこが通報をしてから、待機という説明、先ほど佃委員に、もう車両が避難の待機をしてるんだという説明されたので、そこあたりの通報から現地に駆けつけるという前回の部分についてクリアできなかった部分も今回訓練できちんとクリアできるような内容になっておられるのか、そこが1点目。

2点目が、いわゆる先ほどバスの確保という部分についても触れたんですが、本来、避難の部分については、原則、自家用車での避難っていう部分を非常に説明を今までしてこられて、全車両が完全にUPZ外にするまでに、例えば最長28時間ぐらいかかるとかいろいろシミュレーションがあったじゃないですか。そこらあたりの自家用車を踏まえた避難という部分について、今回、盛り込まれてるのか、盛り込まれてなければ、今後この部分についてをどのように進めていかれるかお考えがあったらお聞かせ願いたいという部分。

そして、あと最後に、先ほど課長からもありましたように、各地区の中で983名、今説明会の中に参加していただいて、非常に内容としては、原子力の最初の導入部分からきちんと御説明をされておったなという印象は持ちました。「ここま

で危険水域なんですよ」と。ただし、「世界の基準よりは非常に厳しいラインで設定されてるんですよ」という部分から、懇切丁寧に説明があったと思うんですが。

それ以外の方々が、例えば今回UPZは屋内退避という部分をしていただくような流れになってます。UPZの方々は、避難地域以外は屋内退避をしてくださいというお願いをしてありますが、どこのあたりまで今周知がされ、UPZの屋内退避がどの程度見込まれるのかという、今後さらに周知していかなきゃいけないと思うんですが、そこらあたりお考えがありましたら、今現在の認識がありましたらお聞かせ願いたいんですが。

○防災安全課長（角島 栄） まず、1点目の前回の情報伝達で福祉車両がおくれたということにつきましては、今回の訓練につきましても、まずは福祉車両の手配の要請というところから、待機はしているんですが、要請の段階からしますと、福祉車両等につきましては、PAZにつきましては時間的制限がございまして、近くの待機ということでございますが、UZPにつきましては、そういう車両が置いてある場所からの要請の段階から動いていって、準備が出て、指示がでるという態勢はとっているところでございます。

また、市としてましても、そういう事案が発生しておりますので、今回につきましてはそのチェック表等をつくり、また2名体制ぐらいでチェックをしながら進めていくということで進めております。

また、避難の原則自家用車避難ということでございますが、今回につきましても自家用車避難も含めながらレンタカーをしたり、または自治会によっては自分の車で避難先まで避難を実施するという自治会もございまして、そういう中でそういう検証も進めていきたいと考えております。

また、地区説明会の件でございましたが、地区説明会の中でも、今回についてはまだ900名ということでございますが、その中には自治会長様方も出席されておりましたので、自治会に帰られてから、そういう訓練がありますので放送があったら屋内に入ってくださいというもお知らせをお願いしたところでございますので、どの程度参加が見込まれるかっていうのはちょっと想定はできませんが、今後につきましては、訓練終了後につきまして何らかの形で参加の人数等も考慮しな

がらその自治会長なり地区会長等をお願いしながら、参加人数等も把握をできればと考えてるところでございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 先ほど、川添委員もおっしゃいましたけども、一つの訓練は一段階一段階でありまして、完全な状況というのはまだ望めない状況、これを十分に検証ながら、非常に実効性のあるものに高めていかなきゃいけないという部分があります。

冒頭で申し上げました要配慮者の部分、我々も原特で福島のほうに先般視察に行ってきたして、要配慮者が、要するに避難するためには、施設の動きだけではもうしよせん無理だと。だから、地域全体で配慮者がどこにいるのかというのを把握して、地域全体でやっぱり担っていかなければならぬというそういう御意見等も多々いただいてまいりました。

今後は、そういう配慮者については福祉施設だけのお任せっていうのではなくて、いかにこの地域が配慮者を避難させていただけるのかという部分についての避難訓練等も今後加味していく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。今回は盛り込まれておりませんが、そこらあたりも今後十分に検討課題として取り組んでいただければなと思うところであります。

以上です。

○委員（佃 昌樹） ちょっと教えてもらいたいんですが、要介護施設、何施設が参加なのかっていうことと、それから学校の対応はどういうふうな対応になるかっていうことを、その二つだけお願いします。

○防災安全課長（角島 栄） 要介護施設につきましては、先ほど訓練の中で説明させていただきました。今のところ、要介護施設につきましては実際に行動をとっていただくというのが田海園の1施設と、それとPAZ圏内では、ここに記載してございますお多麻さんの家、わかまつ園、鹿野苑と、そういうのも実際に避難行動をとっていただくということでございますので、その中で4施設は実際行動をとります。

また、ファミリーホスピタル薩摩につきましては、そういう病院内または福祉施設内で情報連絡訓練はするという対応をするということで聞いて

いるところでございます。

以上です。

今回の訓練につきましては、学校につきましては、まずは情報連絡、実際の行動ではなくて、情報連絡体制で、要するに災害対策本部からは教育委員会を通じて各学校の責任者等に情報連絡をすると、そこで行動をとってくと、情報連絡体制、情報連絡訓練等を現在のところ計画してるところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）大きな事業所等については、どういった情報を流して、社員や従業員の皆さんにはどういったふうに連絡が、情報が伝わっていくのか、その辺はどうなります。

○防災安全課長（角島 栄）現在のところ、大きな事業所等については計画の中では盛り込まれてはいない状況でございますが、川内駅並びに大型商業施設につきましては、その中の店内放送等で住民の防災訓練の周知並びに屋内退避等の周知をしていただくようお願いし、周知するような態勢をとっているところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）先ほど全体的なことをお聞きしたんで、1点だけ中身について教えていただきたいと思えます。

説明資料の8ページに関連するんですけど、訓練の想定がO I L 2になったときに、これは2日後を想定してやるわけですが、その間に空間線量率の状況等に応じて避難訓練を設定し、避難先が使用できなくなったということをここには書いてあるんですけど。発生元から風向き等によって、例えば緊急に避難しなくてもいいところができたりするわけですよ、風向き等によってですね。ですので、そこ辺の想定をどのような想定をするのか、この内容についてもうちょっと具体的にどういう想定、シミュレーションしてるのか。

例えば、2日後ですから、今の時期、南風が来たり北風が来たりすれば、極端な言い方をすりゃ全体に放射線が散らばる可能性もあるし、例えば北を予想してたのが、訓練時、突然南になる可能性がある。そこら辺もそれによって避難先じゃなくて、避難元が、避難する方々の地区が変わってくると思うんです。その辺をどのような考えを持ってやるのかっていうことをもうちょっと具体的に教えていただきたい。

○防災安全課長（角島 栄）今回の訓練であります、先ほど委員のほうが言われました、避難先が使用できなくなった場合ということでございますが、これにつきましては、そういう風下に限らず、地震等により倒壊したとかそういうのもあり得ますので、そういう中で避難先が使えなくなったということで、想定しながら避難をしていただくというものでございます。

また、先ほど言われましたように風向き等によって、2日後ということで、そういう避難する避難元が変わる場合もあるという、それも想定されているものでございますが、今回の一部住民のUPZの避難につきましては、空間線量値の実測によってそういう区域を指定して避難をするという訓練の計画でございます。その区域に入っていない地域につきましては、先ほど説明させていただきました屋内退避という行動をとっていただくという、UPZにつきましてはそういう訓練を計画しているものでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）そしたら、この訓練の当日に、仮に2日後になったと、そのときの空間線量が実際はどうだったかということシミュレートした形で訓練を行うという形で理解してよろしいんですね。ですから、あくまでも訓練なんだけど、その状況に応じて、20マイクロシーベルトが例えばA地点であったと予想したのにB地点だったということ踏まえた訓練をするということですね。それでよろしいんですか。今の答弁はそのようなふう聞こえたんですけど。

○防災安全課長（角島 栄）今回の訓練につきましては、先ほど言いましたように、空間線量率の実測、測定結果に基づいた避難ということで計画を立てているところでございますので、そういう御理解でいいと思えます。

以上です。

○委員（川畑善照）先ほど来ありましたように、ヨウ素剤と今度の訓練との整合性、PAZ内はもう配布100%なんですか。いずれにしても、その確認。それからもう配布はされたけれどもそのヨウ素剤の確認とそれからUPZのほうの、30キロ圏内のほうは配布してないんですけども、避難した場合のヨウ素剤の整合性、そういうのがどうなっているのか。

それから、先ほど小田原委員からありましたけ

れども、我々、視察したときに、弱者と言われる高齢者あるいは障害者、皆さん方は、施設にあられる方は避難は対応ができたけれども、在宅が対応ができなかったということをお聞きして、その在宅の確認、そういうのなんかがどうなっているのか。今回、特にPAZの場合に避難されるわけですけれども、そういう具体的内容をお知らせください。

○防災安全課長（角島 栄） ヨウ素剤の配布等につきましては、PAZ圏内は事前配布ということで、今74.1%程度が事前配布済みでございます。その確認につきましては、今回の訓練につきましては、PAZ避難時に、集合場所等へは市のほうで安定ヨウ素剤を搬送する訓練も含まれているところでございます。また、UPZ内につきましては、今回も市に保管する安定ヨウ素剤についても、集合場所とか、また避難先等へも搬送訓練を実施するというものでございます。その対応につきましては、詳細については、現在、その名簿等の確認とかそういうのも含めながら、協議をしておりますので、その中で対応させていただきたいと思っております。

また、在宅の要配慮者の対応につきましては、今回の訓練につきましては、在宅等につきましても実施しないといけないということでございます。今回の訓練の中には、今うたわれておりませんが、そこについては県のほうにまた確認してみたいと思っております。

以上です。

○委員（川畑善照） ただいま県のほうにと言われましたけれども、やはり一番大事なところはそこになるかと思っておりますので、施設の方は、団体で、訓練に参加できるけれども、そういう目の届かないといいますか、そういうことの配慮が一番大事かと思っております。

それと、ヨウ素剤につきましても、やはりどこへやったかわからんというような確認もしなければ、やはり、ただやたらとそのときに持っていっただけではいけないんじゃないかと思っておりますので、各自、75%ですか、そういう方々のほかにも配布が必要ですし、今度はその配布された方々の確認も大事かと思っておりますので、もちろん訓練ですからヨウ素剤服用はできませんので、そういう確認をすることも大事かと思っておりますので、一応要望とさせていただきます。

以上です。

○委員（森満 晃） 濟いませぬ、PAZ圏内の避難訓練について、今回PAZ圏内、5キロ圏内の住民の方からの要望もあり、バスでの中継訓練を実施されるということなんですけど、なかなか地元の方もこの市街地までは運転できるけど、避難先である鹿児島市内まではなかなか運転が難しいだろうということで、今回それを実施して下さる予定だと思うんですけども、その内容についてちょっと詳細な部分を教えてください。

○防災安全課長（角島 栄） 今、委員のほうからございました。今回につきましては、滄浪地区のほうで、滄浪地区の地区コミ会長のほうから、御高齢の方は長距離の運転が厳しいということで、まずは5キロを出るところまでは自家用車ですぐ避難して、その後はバスで避難というのも考えられないかということでございましたので、今回そういうやり方で、今回につきましては、まず自家用車、レンタカー等で市役所等に一旦は来ていただいて、その後、滄浪地区の住民が乗ってきたバスに、また市役所に自家用車で来られた方はバスに乗って一緒に避難先まで避難するというような中継をした訓練を今回やってみて、その中で検証していきたいというものでございます。

以上です。

○委員（森満 晃） それでは、その検証する中で、必ずしも市役所であったり、向田公園であったりとか、それを今後固定していくのか、やっぱり万が一のときのそういう状況に応じてそれも変えていかなければならないのか、その辺はどうですか。

○防災安全課長（角島 栄） 濟いませぬ、今回につきましては、当日いろんな催し物があって、児童公園とか広いところはちょっと使用できなかった関係上、今回については市役所の駐車場を活用させていただきたいと。また、そういう車両等が多くなりますと、児童公園とか河川敷とか広い場所を選定させていただいて、そちらで中継をとるという態勢をとってきたいということでございます。

以上です。

○委員（森満 晃） それから、濟いませぬ、もう一点。私も7日に一般質問でこの避難訓練について質問させていただきましたが、その中で、今回、バスの訓練あるいは運転手の訓練ということ

で、ちょうど1週間ぐらいたちましたけれども、これまでの訓練の詳細だとか、今回のそういったバスの訓練が全体的な部分がお示しできるところがあれば、教えてください。

○防災安全課長（角島 栄） バスにつきましては、各地区でバスを準備するというので今計画を県のほうで調整をして、バス協会と協議しながら進めておりますので、そういうどこどこにというのが、まだ県のほうからも正確なのが、数値が、公表をされておられませんので、全体的には県のほうが示されたこの1枚紙のこういう訓練というしかいただいておらない状況で、こちらとしてきょう説明させていただいた分でございます。

以上です。

○委員（森満 晃） 先ほど委員からもありましたけども、そのバスの手配も、できればそういう要請したバスの営業所あるいはそういった時点からのやはり訓練のスタートができればいいのかなと思いますので、要望しておきます。

○委員（今塩屋裕一） 先ほど説明もありましたとおり、我々も今度の20日に備えての川内校区での説明がきめ細かくあったんですけど、その中で、来てる方で意見があったのが、やっぱり川内校区でもあったんですけど、先ほど言ったみたいに車で避難ということもなんですけど、我々川内校区は新幹線、JRを使つての避難訓練、そういったのを今後は考えてないでしょうかということを、そして交通面、西回りも通って高江インター、水引インターってできてるんですけど、そういった考え。

そして、地区コミだけってなれば、広報とか自治会に入ってるメンバーがいらっしゃるんですけど、メディアを使ったり、新聞報道での何か一連のまとめになった、避難訓練が終わった後の、こういった訓練をした後のそういった流れが新聞報道でも流されれば、自治会に入らなくても読者の方が多いってことをちょっと聞いたもので、そういったののお考え、今後そういった対応、そういったのはないでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） まず、1点目の新幹線の活用についてでございますが、新幹線につきましては、市としてもそういう有効な活用ができるんじゃないかと考えておりますが、そういう災害が発生した場合に、新幹線を運用しているJR等の会社のそういう規定等もございますので、

そういうところとの調整をしていかなければならないと考えているところでございます。

西回り自動車道につきましては、今回、当初計画していた高江、都インターが開通したということで、峰山地区、水引地区につきましてはその活用も取り入れたところでございます。その中で、またそういう検証もしていきたいと考えておるところでございます。

また、ほかの地域についてもそういう活用があれば進めていきたいというものでございます。

3点目の訓練終了後の、訓練結果の報告につきましては、メディア等のほうも多分放送していただけると認識しておりますので、そのほかについては、また県とか協議しながら、県からの報告とか市のほうからの結果報告等についても検討させていただきます。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（江口是彦） 甌島に関してだけ質問しますけど、既に委員会に御説明済みだったらカットしてください。委員の皆さんから後でお聞きします。

今度の、一つは甌島でのUPZっていうと、里と上甌の一部なんですけど、ここを対象にされるってことでしょうか、大きくは2段階っていうことですよ。1段階は屋内退避または一時避難所へ、どっかコミセンを、上甌のコミュニティセンターを考えておられるのか、老人福祉センターっていうか、役所のあそこなのか、とりあえずそういうところなんだろう。問題は次の2段階目、2日後を想定しての、長浜への海上輸送、ここでの住民参加の規模と、それから本土を想定して避難すると、これはもう住民から前回のときもよく聞かれて、とりあえずは本土の避難を想定して長浜へ行ったんだけど、どこを想定してるんだらうかと、いわゆる、本土の場合どういうところへの避難を想定してのことなのか。多分、今度も長浜に避難する人たちも、これはとりあえず本土への想定でしょうから、本土はどこに、うちら逃げればいいのか。これは自主避難する方も含めて、どういうとこに避難したらいいのかっていうのは、漁船で、自主避難っていうのは。そういうことを含めて気になってると思いますので、そ

の点を教えてください。

○防災安全課長（角島 栄） 今回の訓練につきましては、先ほど委員が言われましたように、まずは30キロ以内の方について30キロ圏外に一旦は避難していただくというものでございます。また、言われました長浜港への海上輸送訓練についてでございますが、これも本土地域を想定した訓練ということでございます。状況によっては風向き等を考慮しながら、南のほうに行ったりまた北のほうに行ったりという避難になると思いますが、そういう輸送に使う船によっては港に入港できる、できないというものでございますので、現在大きな港等も、そういう港の水深等も調査しながら、今調整を進めているところでございます。北は米ノ津とか南は枕崎とか、鹿児島港まで入ってくるのか、そういう船の大きさによっても入港する港が違いますので、そういう水深等については調査をしているところでございますので、そこでどこを想定かと言われると風向きによって違いますので、一応、もう港等の確認はしております。

それと、参加人員が今回は島内の参加については今のところ20名でございます。

補足ですが、その住民説明会の中でも、下甌島に行きまして、下甌町と鹿島町につきましても、その中では皆様方が本土地域に上がられて30キロ圏内にいる場合は、そういう防災行政無線等が入ったら屋内に入るとかそういう説明もしておりますので、30キロ圏外の方につきましても、十分、全地区コミを回って説明するというところでございますので、原子力防災についてはそういう形で本土地域に上がったときの対応の仕方とかも説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議員（江口是彦） 再確認ですけど、今言われた下甌町、鹿島町でも具体的には情報っていうか、いろいろ避難の場合の情報説明会等はしてるということですね。わかりました。

○議員（成川幸太郎） 今、課長の話の中でちょっと出てきたんですけども、UPZ圏の屋内退避のやり方なんですけど、これが周知徹底されてないと非常に住民が戸惑うんじゃないかと思うんです。UPZ圏は全域対象となって、その伝達方法というのはどういうふうにされるんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 事前の説明会の中でも説明させていただいているところでござい

ますが、UPZにつきましては、まずEALの段階から屋内退避の準備、屋内退避というのと同時に説明さしております。また、OILの段階になりますと、今度はその放射線の空間線量の数値に基づいて避難をしてくださいということで、屋内退避は継続ですよという説明も事前説明の中では説明させているところでございますので。

広報については、防災行政無線並びに広報車等による広報並びにテレビ、ラジオ等による広報、FMさつませんだいによる広報等も実施していきますということで説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議員（成川幸太郎） 濟いませぬ、平佐西地区で各自治会にどんなふうな伝達がされたのかわかりませぬけども、少なくとも私は自治会長として全然そういう伝達を受けてなくて。ただ、突然、屋内退避と言われても、住民の人から苦情をいただくんじゃないかという気がして。事前に自治会には知らしめとく、やっぱりありますということを知っとく必要があるんじゃないかと思うものですから、ちょっと質問させていただいた。そこら辺がどんな態勢になってるのかなと。

○防災安全課長（角島 栄） 事前説明会につきましては、平佐西地区コミが、あすの説明会の予定でございますので、その中で一応、自治会長にはお願いする予定でございました。

以上でございます。

○委員長（森永靖子） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、平成27年原子力防災訓練についてを終了いたします。

△現地視察の取扱いについて

○委員長（森永靖子） 次に、現地視察の取扱いについてを議題といたします。

原子力防災訓練については、あらかじめ現地視察を計画している旨お知らせしておりましたが、実施することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、原子力防災訓練の実施視察を実施することといたします。

次に、視察行程について協議します。

それでは、正副委員長において視察行程（案）を作成しましたので、ただいまから書記に配付してもらいます。

[行程案の配付]

○委員長（森永靖子） それでは、行程表（案）について書記に説明してもらいます。

○書記（久米道秋） それでは、現地視察行程（案）につきまして御説明いたします。

訓練内容につきましては、先ほどの説明、協議の中で触れられた部分もごございますので割愛させていただきます。

まず、8時15分に市役所南側駐車場に御集合いただき、市役所マイクロバスにて寄田町へ向かい、8時50分からお多麻さんの家で行われる避難訓練の視察、20分程度の所要時間を見込んでおります。その後、水引町へ移動し、9時30分からファミリーホスピタル薩摩で行われるエアテント展開訓練の視察を20分程度、その後、市役所へ移動し、トイレ休憩を挟み、オフサイトセンターへ移動いただき、10時25分から災害対策本部会議を30分程度視察いただきたいと思っております。その後、市役所へ移動いただき、11時5分からPAZ住民避難訓練を30分程度視察いただき、終了後、休憩・昼食としております。午後は、1時10分に市役所を出発し、河頭中学校で行われるUPZ住民避難訓練を視察していただくこととしておりますが、避難者より先に到着することとしておりますので、ここでの所要時間が8分と長い時間となっております。ここでの視察終了後は帰路につき、午後4時50分着、解散という行程（案）でございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） ただいま書記のほうから説明がありましたが、当局からは補足説明はありませんか。

○防災安全課長（角島 栄） お多麻さんの家での訓練につきましては、九州電力さんの福祉車両による避難訓練ということでございます。また、ファミリーホスピタル薩摩で行われます屋内退避のエアテント展開訓練につきましては、そういう事業所の方によって展開をするという訓練でございます。

また、11時5分から11時35にありますがPAZ住民避難訓練につきましては、先ほど説明させていただきました滄浪地区の自家用車の方が市

役所まで来られて、そこからバスに乗るという訓練でございます。

それと、UPZの住民避難訓練視察、河頭中につきましても、避難所、救護所、スクリーニング等の視察という訓練となっているものでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

それでは、視察行程についてお諮りします。

現地視察の行程は配付のとおりとする中で御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、現地視察の行程は配付のとおりすることと決定しました。

なお、委員派遣の取り扱いについては後ほど協議したいと思っております。

以上で現地視察の取扱いについてを終わります。

△陳情審査の進め方について

○委員長（森永靖子） 次に、今定例会で本委員会に付託された陳情9件について審査を行います。ここで本日の審査の進め方についてお諮りします。

本日の審査は、陳情ごとに審査を進めてまいりますが、各陳情審査の冒頭で、陳情に関し、当局が把握している事項等があれば、まずその説明を求めたいと思っております。

また、当局の説明事項がない場合は、各委員から当局に確認されたい事項があれば質疑を行い、その後、自由討議の要望があれば自由討議により審査を進めたいと考えております。

ついでには、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

なお、陳情文書表については、12月8日の本会議において既に配付されておりましたことから、陳情文書表の朗読は省略したいと思っておりますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

△陳情第21号 実態に即した原子力防災訓練になるよう全市民への周知徹底を求める陳情

○委員長（森永靖子） それでは、陳情第21号 実態に即した原子力防災訓練になるよう全市民への周知徹底を求める陳情を議題といたします。

本陳情の内容に関し、当局が把握している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○防災安全課長（角島 栄） 全市民への周知徹底を求める陳情でございますので、現在、市としては、先ほどもちょっと説明させていただきました訓練前の事前説明会を48地区コミで実施しております。その中で、原子力災害とは何かとか、原子力災害時にとる行動、避難の流れ等に関するDVD等の視聴を含めながら、原子力防災計画、避難計画の説明をしております。

また、原子力防災に関する意識啓発と原子力防災訓練への参加の呼びかけもあわせてしております。

また、訓練概要等につきましても、先ほども説明したとおりでございますが、新聞折り込み等により、また訓練当日によりましては防災行政無線、市の広報車、消防局・消防団の車両による広報のほか、FMさつませんだいと連携しながら、訓練の状況のほか原子力防災に関する周知についても取り組んでいくこととしております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ただいま当局から説明がありました。質疑、御意見はありませんか。

○委員（杉菌道朗） 今ほど説明がございました。この陳情の中に、商業施設、職場、スーパーマーケット等での買い物中に建物内で広報が聞こえるのかという部分が記載がございます。

ここで確認なんですけれども、室内のそういう商業施設、それから事業者等におけるのまず個別受信機の設置の状況、これがいかになっているか。例えば、言われました広報車それから防災無線、いろいろ回られるんでしょうけれども、室内において、買い物中の方々が、果たしてそこあたりがしっかりと訓練日ということも含めて確認ができるのかなという部分がございますので、まずお聞きしたいと思いますが、現状を示してください。

○防災安全課長（角島 栄） 個別受信機につきましては、大型商業施設等には設置をしております。

ところでございます。

なお、そういう建物内での広報につきましては、先ほども少し説明させていただきました。事前に大型商業施設にはお伺いさしていただいて、そういう防災訓練の当日には広報をしていただくように広報文等もお持ちして実施してもらおうようお願い済みでございます。

以上です。

○委員（杉菌道朗） わかりました。

あわせて、当日の訓練ということでもありますから、商店の大規模なところには、出入り口にそういう表示的なもの、きょうは訓練がありますので放送等があるかもしれません、されるんでしょうけれども、そこあたりの周知的なもの、その各店舗において御協力方を依頼されたほうがいいのではないのかなというふうに思います。時間帯によって放送があるわけでしょうから、何も知らずに買い物に来られて、入り口でまずは通るところですので、そこで、きょうは訓練の日かなということも含めて、そういうことも大事じゃないかなと思いますが、現状を示してください。

○防災安全課長（角島 栄） 川内駅については、河川事務所の掲示板等で表示する計画でございます。また、大型商業施設につきましては、委員が言われるとおり、やっぱりそういう周知の意味でも設置をしなければならないと考えますので、準備をさせていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 防災安全課のほうでは、それぞれ地区コミの説明会936名が参加してやられているちゅうことですが、今回の参加者が500名ということで、先ほど2.5%と言いましたけど、500名といたら人口の0.5%にしか当たらないと。900名と言われても、1%の

方々がその防災安全課の説明を聞いたということですので、1%で全体のものになるということにはならないんじゃないかなと思いますし、今回の参加者を見ても0.5%ということですから、やっぱり何らかのその手だてをしていかなければ、訓練の意味をなさないというようなふうに考えます。そこで、やっぱりこの問題については、きちっとした対応をしていければいいかなというふうには思っているんです。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかに意見がありますか。

○委員（佃 昌樹）今回は訓練だから。継続にしたらどうしようもないんで、やっぱり採決が必要じゃないですか。

○委員長（森永靖子）はい、わかりました。

ただいま採決の声がありますので、これより討論・採決を行います。

○委員長（森永靖子）討論はありませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただ今、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（福元光一）反対というよりも、この陳情を見て、きょう当局からも説明があり、また、今もこの陳情の内容について質問をされた委員の答弁としてしっかりと対応をしていくということでもありますから、この陳情に対して反対というよりも、採決をお願いします。採決の言葉は当てはまらなかった。反対というよりも……。

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）先ほども言いましたように、やっぱり日本全国の人たちが見ている再稼働の問題でした。そういった問題をきちっと自分たちのものにしていきながら、やっぱり避難訓練がスムーズに行われていくようにするには、やっぱり情報を皆さんにお知らせをして、そして、きちっとした対応をしていただく以外に、上から目線ではとやるわけにはいきませんので、そういった意味では、やっぱりきちんと情報を伝えて市民のものにしていく、自分たちのこととして自分のものにしていくという、そういった対応の仕方というのは、おのずと求められてくるんじゃないかなということで、私は賛成ということにいたします。

以上です。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）討論をする場所が反対か賛成しかありませんので、反対のほうでとりあえずさせていただきます。

通常、願意を踏まえて良とするという形でとられるんですが、この要旨に関しては、なかなかちょっと、自治会住民同士が避難マップの読み合わせ会などをするとか、なかなか現実に合わないところがあるというのは思っています。しかし、より多くの市民が参加もしくは意識できるよというのは、十分、今、委員会の中でも主張してきた内容であり、やはり住民の方にも知っていただきたいという気持ちは同意でございます。

しかし、もう一回申しますが、この要旨の中で、なかなか各自治会とかいう立場に立ったときには、難しい面が多いだろうというところも見受けられます。

よって、討論としてはこの場所ではいたしましたが、そういう形で、私の気持ちの討論ということでさせていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論ありませんか。

○委員（小田原勇次郎）今、川添委員が御発言されましたんで、私も。一応、要旨の中には、おっしゃるように、12月20日の訓練を目前にして、自治会ごとに読み合わせ会をするなどとか、今、緊急に上げて非常に難しい部分があるんですが、これは、今後取り組むべき課題としてお受けさせていただきたいなという中で、最後の要旨の部分、最後の「より多くの市民が」というこの部分については、当局の今、周知の部分は大いに頑張っておられるということは認めつつ、さらに残り訓練までに、この周知をさらに御努力願いたいという希望的意見を踏まえまして、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はありませんか。

○委員（福元光一）委員長、ちょっと意見。さっき申し上げました、賛成とか反対ではなく、そこでしっかりと反対の討論、反対者のとか賛成しますということを申し上げませんでしたので、続けて佃委員が申されたので、あのときの私の発言は発言として認められんかったと思うんですが、どうですか。それで、もう一回改めて。

○委員長（森永靖子） 討論は1回ということで

す。
○委員（福元光一） そしたら、委員長、先ほどの私の発言したのは、結果としてはどういう受けとめておられますか。賛成ですかね。反対ですかね。

○委員長（森永靖子） 先ほど、反対討論と言ったときに、福元委員が手を挙げられましたので、反対として受けとめております。以上です。

反対の討論、ほかにはないですね。じゃあ、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 討論は終結したと認め

ます。

○委員（川添公貴） 委員長、採決については、賛成、反対、両方の起立採決をお願いします。

○委員長（森永靖子） それでは採決は起立により、それぞれ行います。まず、本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求め

ます。

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。

次に、本陳情を採択すべきものに反対する議員の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○委員長（森永靖子） 本陳情は、採択すべきものは起立少数であり、不採択とすべきものは起立多数でありましたので、よって本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

△陳情第22号 希望する住民への安定ヨウ素剤入手を検討することを求める陳情

○委員長（森永靖子） 次に、陳情第22号希望する住民への安定ヨウ素剤入手を検討することを求める陳情を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で把握している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 安定ヨウ素剤に関して、今現在、配布している状況なんですけれども、国の原子力の災害対策指針に基づいて、5キロ圏内に配布をしているところです。全国的にも5キロ圏内の配布は行われておりますけれども、

30キロ圏内の事前配布というのは行われていないのが現状です。30キロ圏内に関しましては、備蓄というのが基本になっておりますので、薩摩川内市のほうも備蓄のほうを分散して配置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ただいま当局から説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴） ちょっと当局に対して確認だけさせてください。

この陳情第22号の一番下のほうで、「私たち住民自身が自らの責任で安全を確保する可能性を選択できたらと思う」とされております。ということは、仮に、当局において、何月何日にどの場所で、出向くんじゃないですよ、何月何日にどの場所で安定ヨウ素剤の御希望の方には配布をしますということを仮定したときに、その可能性はありますか。多分この方は、いつでもどこでも行ってもくれというような質問だろうとは思いますが、じゃなくて、全体的に踏まえたときに、例えば、1月1日、川内保健所で10時から5時という指定したときには、配れる可能性はありますか。前のこの委員会でも言ったと思うんですけど、もう一回教えていただきたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 現在、今、県とも協議をしている部分では、県のほうも同じスタンスでございますが、現在の原子力防災指針におきまして、30キロ圏内につきましては、備蓄するというような形が基本的なスタンスになっているところでございます。そのようなこと等もございまして、自己の責任で、今委員おっしゃいますような形で、仮に説明をして配布するということは想定してないというふうにお答えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹） 規制庁が出した最近の見直し案、原子力の対策指針の具体的な運用のあり方ということで、規制庁が出している最新のものの中に、こういう表現がありますよね。今、PAZは全員配布ということで進められているけれども、UPZについて、地方公共団体は、つまり薩摩川内市はということですが、避難や一時移転の際に迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備する必要がある、こういった文言があつて。それから、避難や一時移転の際に迅速な配布が困難と考えら

れる地域や対象者については、安定ヨウ素剤を事前配布することも可能であると。こういうふうにして具体的な運用ということで指針を補強しているわけですが、こういうことが明記されているちゅうことは御承知ですよね。ちょっと当局に今、確認をしたいと思っております。

○市民福祉部長（春田修一） 今委員おっしゃいますように、平成27年8月26日に修正された安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての2ページに記載されてることだということで、私どもも承知してるところでございます。

○委員（佃 昌樹） 災害対策指針を補強する具体的な運用として書かれているわけですよね。実質再稼働をしたのは川内原発1号機、2号機。ほかは、まだ再稼働の実態はないわけですが。現実には再稼働をしているところが、安定ヨウ素剤の配布もただ保管場所を指定しているだけで、緊急配布ですか、緊急に配布が可能かどうかという検証まではしてないわけでしょう。そういったことが行き渡るかどうか。先ほども言ったように、避難シミュレーションが変わって、救護所が変わってくれば、またそっちに持っていかないかんし、大人が飲む丸錠は劇薬指定はないけれども、乳幼児の粉末剤については劇薬指定ということになっているようですが、そういったところの対応までできるのか。果たして救護所で瞬間的に医師との……。丸錠であっても不適用性が出てくるということですから。医者との問診や薬剤師との立ち会いが必要だということになっているわけですが、それが救護所で即座に可能かということなんです。救護所に行くまでの間に、いろいろ時間かかりますよね。放射性物質を吸い込んでしまった。そうして、時間が経過していけばいくほど、安定ヨウ素剤の効果というのは、どんどん減ってくるわけです。そういうふうになっているようですが、時間が経過した後に、その安定ヨウ素剤を配っても意味はない、そういったことなんです。現実として、救護所で緊急配布できるのかどうか。そういった事業がそろって全部でくっつか。しかも、それも時間が経過しないうちに済まさないかんので、そういったことが可能かどうかということは、これは、もう皆さんに配布するかどうかの極めて大事な要件になってきますので、その辺はどのようにお考えかな。

○市民健康課長（檜垣淳子） 今言われた件です

けれども、県のほうとも協議をいたしまして、どの場所でどんなふうに配布をするのかということで、今度の訓練に関しまして、まず、今、詰めているところであります。なので、今の県の方向性としては、避難所あるいは救護所で配布するという方向性で検討しているという回答でありました。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹） 「緊急配布が可能か」と聞いてんの。現実には避難して、河頭中学校に今回避難する薩摩川内市民は15名なんです。15名には配布すぐできますよ。だけど、9万近くの間人が一斉に避難または一時移転をしたときに、それは対応が可能ですかと聞いているの。

○市民福祉部長（春田修一） 一斉に避難したときに対応が可能かということでございますが、まずは、緊急事態に至った場合については、屋内退避あるいは一時避難というような形の指示が出され、その後、待避所で国の指示に基づいた形で服用というような形になります。そういう指針に基づいて私どもも対応したいというふうに考えておりますので、今後、それらのことにつきましても、県と十分協議を進めながら、対応ができるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（福元光一） 先ほど、川添委員のほうから、この陳情書の下の方の、この「私たち住民自身が」というこの文言の質問に対して、部長がもろもろ言われたんですけど。ちょっと聞き取れなかったし、今現在、想定してないということだったんですけど、もう一回答をお願ひします。

○市民福祉部長（春田修一） もう何度も同じことの繰り返しになってあれなんです。現在、国の指針、あるいは、県とも協議をしながら、その指針に基づいた形で対応をしてみたいというふうに考えておまして、自己責任においてというような形での部分でございますが、それにつきましては、現時点では私どもとしては考えてないというようなことでございます。あくまで説明会を開催し、医師の診断をし、あるいは、禁忌書書を持っているかどうかということも確認をしながら配布しないと、配布できないというような判断になります。そのようなこと等から、自己責任をもってというような表現ではございますが、そこ

の部分について、現時点で市として配布するという考えは持っていないということでございます。

以上でございます。

○委員（福元光一）ということは、何ていうか、原子力に関して、もちろん再稼働、訓練、いろいろヨウ素剤配布の件やら、国と協議して行われているんですけど。この陳情という、この最後の文言を言ったら、全く当てはまらないということで、地方自治体の担当、市民部長としては現在考えてない、当てはまらないという言葉が当てはまりましかね。

○市民福祉部長（春田修一）このヨウ素剤の配布で、今回、入手希望者への配布というような形で、購入というような形で陳情が出されてるところでございます。国の指針の中でも、入手希望者への、ヨウ素剤を希望する希望者への配布という部分は、想定されないというふうに判断してるところでございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）備蓄場所なんですけど、避難経路に面した公共施設ちゅうことで明記されているんですけど、学校等においても安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある、また、職員のために安定ヨウ素剤の備蓄も必要であると。幼稚園や保育園も同じようにそういうふうにかかれていますが、備蓄場所として学校、保育所、幼稚園、こういうところはありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）現在、県のほうが— P A Z 圏内なんですけれども、そちらのほうでは、今、備蓄を検討というか、備蓄するように— 計画しております。あと、U P Z 圏内でも、学校とかそういうところにも必要な場合には、置くような形で考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）陳情に関連してるのでお聞きしてるわけで。検討していると言うけれども、実際に発電所動き出して、まだ間がないんですけど、一体いつごろまでにそんな検討がなされていくのか。いつまでにやるという明示も全然ないところで、検討、検討ばかりがずっと羅列があるんですけど、その辺は見通しがあるんですかね。

○市民福祉部長（春田修一）今、県とも何回かお話をしております。それで、支所の部分については、ある程度、合意がとれてますので、支所の分については早い時点でしたいと思っております。

ただ、来年の更新の時期になっております。それらも踏まえた形で、時期については明確には言えませんが、できるだけ早い時期に可能な部分からでも分散備蓄ができるような体制がとれるよう、できるところからやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（川畑善照）ヨウ素剤というのは、薬事法でどうなってるか、ちょっと勉強せんとわからんんですけど。いずれにしても希望者に与えられるのか、あるいは、P A Z 内はまだ75%、これ100%になって。今度は、U P Z 内をどうして平均的全員に配布される予定なのか、そして、市民にいつされるか、そういうのがなされるのか、それでないと判断が難しいと思うんですけど。結局、備蓄で終わるといことですか。それで、そこに、例えば、そこからいただきますといことができるのか、そういうのが薬事法でどうなるのか、ちょっとそこを教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）U P Z 圏内は、備蓄をして、その避難するところに持っていくという形になりまして、配布するわけではありません。その薬事法の関係でということ、ちょっと、済いません、勉強不足でわからないんですけど、県のほうとしては、そういう形で備蓄ということ、いろんなところに備蓄してるということになります。

以上です。

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（佃 昌樹）採決をしてください。

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行

います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

ここで休憩します。再開は13時からとします。

~~~~~

午後0時 4分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）休憩前に引き続き会議を開きます。

午後から川添委員のほうがお休みになりました。申し添えておきます。

△陳情第23号 放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情

○委員長（森永靖子）次に、陳情第23号放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で把握している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○防災安全課長（角島 栄）今回の陳情につきましては、放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情ということでございます。

市としましては、現在、計画の中でも風向きを把握した予測につきましては、避難対策の参考としての活用は考えられると認識しておりますが、予測に基づく避難ではなくて、測定結果による空間線量率の状況にあわせて、避難対策をすることが合理的であると考えているところでございます。あわせて、屋内退避の有効性を考慮しながら、指針に基づく段階的避難の避難対策を行うことと市としてはしているところでございます。

以上です。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）陳情項目の2番目につきまして、市独自による信頼性の検証ということに関してですが、環境放射線等の監視測定につきましては、安全協定に基づき実施して

いるものですので、市独自で検証ということではなく、定期的開催されるモニタリング技術委員会等において、今後、測定結果だけではなく、危機の不具合等が発生しないかどうかなどについても、確認していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（森満 晃）済みません、その放射線モニタリングポストの件で、安定協定を結んでいるということで、そのモニタリング実行委員会は定期的にちゅうことなんですけど、月に1回なのか、その辺の割合はどうなんでしょう。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）測定結果につきましては、各委員、議員さんのほうにもお配りしてあると思っておりますが、3カ月に一度取りまとめるという形で報告書として取りまとめられておりますので、年に4回、モニタリング連絡会、技術委員会、担当課長会、県の原安協、市の原安協というのが、それぞれ年に4回あるという形になります。

以上です。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。ほかにありますか。委員の皆さん、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思っております。御意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗）採決でお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

△陳情第24号 川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情

○委員長（森永靖子）次に、陳情第24号川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で把握している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、陳情第24号に関連しまして、まず、中段あたりに記載があります「老朽化状態を調べる高経年化技術評価も、宿題を残した状態での見切り発車的許可をしてる」とある部分については、高経年化技術評価等に基づきまして、原子炉施設保安規定の変更認可の際に、今後の事業者としての保守管理方針に、基準地震動を620ガルに対し、継続して評価を実施するという項目が示されたため、一部新聞報道等でも、条件付き認可とか、評価の一部先送りといった見出しで報道がなされた件ではないかというふうに推測しますが、これは、今回の新規制基準で追加されました基準地震動Ss-2、620ガルについて、高経年化を対象とした耐震安全評価において、既に行っていたSs-1、540ガルの評価をもとに、耐震裕度が比較的小さい設備を抽出し、詳細な評価により耐震安全性を確認されました。

原子力規制庁の審査においても、Ss-1、540ガルの耐震評価結果と、Ss-1とSs-2、540ガルと620ガルの床応答という、機器とか配管系の取り付け床面での地震動比較をもとに機器が選定されており、その結果が、それ以外の機器を崩落する形の評価であることが確認され、審査書においても、経年劣化を加味した機器構造物の耐震安全評価が行われることを確認したとされております。

これらを踏まえて、例えば、2号機では、今後10年間の事業者の長期保守管理方針として、原子炉容器の中性子照射脆化とか、あと、蒸気発生器の取りかえを含む保全方法の検討など、5項目

が掲げられましたが、その一つに、今回620ガルに対する耐震安全評価においても、耐震裕度が大きく、今回確認された機器に崩落するとされた機器についても、事業者としては、今後、機器の保守管理の観点から、継続して評価を実施するという方針が示されたもので、宿題ということではなく、事業者としての今後の保守管理方針になります。

そもそも高経年化技術評価とは、運転開始後30年を迎える原子炉において、経年劣化に対する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき保守管理に関する方針を策定しなければならないと規則で定められており、運転の可否を直接的に判断するものではなく、現状の保全活動が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき保全策を抽出することを目的に実施されているもので、高経年化技術実施ガイドに基づき評価を行い、その評価をもとに、今後10年間に実施すべき保守管理方針を定められております。

次に、六ヶ所村の再処理工場について記載がありますので、六ヶ所村の再処理状況についてをちょっと御説明したいと思います。

記載してあるとおり、竣工時期は2018年度、平成30年度の上半期に延期となっております。ただし、少し補足しますと、過去の延期に関しては、化学試験、ウラン試験、アクティブ試験等、各種試験のステップを踏んでくる中で発生しました不具合とか問題を解決するために時間を要したものと認識しておりますが、今回の延期に関しましては、新規制基準への対応に係るものです。

新規制基準による負荷がかかる主な対策としては、緊急時対策所、貯水槽、耐震BCクラス配管補強等の整備に約2年半程度かかる見込みであることから、竣工時記を延期されております。

なお、新規制基準対応以外の状況としては、平成25年7月26日に、日本原燃は原子力規制委員会に対し、アクティブ試験におけるガラス固化試験結果等に係る報告書の提出を行い、これにより、処理能力に係る使用前検査の前までに実施する必要がある全ての試験項目を終了したので、残る処理能力に係る性能検査をぜひ受検させてほしい旨を原子力規制委員会に対しお願いしたということでプレスされておりますので、竣工に向けては最終検査段階だと思われませんが、同検査も新規

制基準適合性審査終了後になるのではないかというふうに思われます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）陳情の中に「住民を無視している」という文言もごさいますけれども。当局がこの九電発表の60年頑張るうんぬんの記述もありますが、ここあたりのことについて、情報的にどこまで——どこまでというか、どの時点で知り得てらっしゃったのか。大方の紙面を含めて、新聞報道等、唐突な感は否めない部分があるとは思いますが、ここあたりのことについて、情報的にどこまで——どこまでというか、どの時点で知り得てらっしゃったのか。大方の紙面を含めて、新聞報道等、唐突な感は否めない部分があるとは思いますが、当局の情報の収集あたりはどこら付近であったのか、この件について、ちょっと教えていただければと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）資料のほうを確認したのは、やっぱり当日11月20日の日でございます。ただし、昨年10月ですかね、原子力規制委員会と九州電力の社長の意見交換の中で、田中委員長もしくは更田委員のほうから、乾式への移行について検討するようという要請みたいなのがございまして、それが終わった後の記者会見で、九電の社長が検討していくということで公表されておりましたので、検討はされてるというふうには認識はしておりました。

以上です。

○委員（佃昌樹）この問題については、乾式貯蔵というんじゃなくて、乾式保管が正式な名称だと思うんですが。本会議でも紹介をしましたが、日本の学術会議に、国から、原子力委員会から要請があつてということでもあります。その依頼の内容は、高レベル放射性廃棄物の処分の取り組みにおける国民に対する説明や、情報提供のあり方についての提言を求めているものです。放射性廃棄物の処分をどうしたらいいかということの説明や情報提供を、ここでも学術会議に求めてきたということでありました。

そこで、学術会議としては、その回答をやったわけですが、その回答が、提言の内容ちゅうのが幾つかあるんですが。暫定保管の方法と期間、まあ暫定保管の期間は、原則50年、最初の30年までを目途に、最終処分のための合意形成と適地選定、さらに立地候補地選定を行い、その後、20年以内をめどに処分場の建設を行うということで、なお、不測の事態が生じた場合は延長もあ

り得る、一旦つくったら50年間ということになるかと思います。

もう一つは、幾つかある中の、かいつまんでですが。暫定保管施設、つまり中間貯蔵的な乾式貯蔵施設は、原子力発電所を保有する電力会社の配電圏域内——まあ九州管内ということになると思いますが、の少なくとも1カ所に電力会社の自己責任において立地選定及び検察を行うことが望ましい。また、負担の公平性の観点から、この施設は、原子力発電所立地地点以外での建設が望ましい。つまり、原子力発電所内に建設することは余り好ましいことではないということで、今の川内原発の敷地内ということになるんじゃないかなというふうに思います。学術会議としては、このように幾らかの提言の中に、こういった文言も含めてあります。そういったことを勧案すると、非常に極めて大事な今後の課題として、大事な課題だというふうにとめておいてますので、それなりの対応が必要になるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員（森満晃）今、佃委員からもありましたけど、この乾式貯蔵の施設については、新聞報道でもありましたように、我々議員もそうですが、市民からの関心も高いと思います。それで、この施設内容について、当の九州電力より、やはり詳しい内容、説明を受けるべきだと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（森満晃）継続審査でお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において、継続審査の申し出を議長にしますので、御了承願います。

以上で、本陳情の審査を終了します。

それでは、本陳情は継続審査となりましたが、今後の審査の進め方について協議したいと思えます。

まず、参考人招致の必要があるかについて御協議いただきたいと思えます。御意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗）森満委員のほうからございましたとおりに、この件について、九電のほうから参考人招致を求めて、詳細についてちょっとお聞きしたいという部分がございますので、それはそれでよろしいかなというふうに思えます。

○委員長（森永靖子）ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）それでは、本陳情につきまして、九州電力を参考人招致したいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、招致の日程についてお諮りします。招致については、閉会中に行うこととし、また、具体的な日程は、参考人との調整もありますので、委員長に一任いただきたいと思えます。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で本陳情の審査を終わります。

---

△陳情第25号 川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求める陳情

○委員長（森永靖子）次に、陳情第25号川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求める陳情を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認している事項があれば説明を求めたいと思えますが、説明事項がありますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、陳情25号に関係しまして、まず、中段あたりに北陸電力志賀原発1号機の事例として、「北陸電力はすぐに原子炉を停止させ」とありますが、北陸電力並びに石川県が公表しております資料によりますと、1998年、平成10年の事例は、2台のうちの1台のB側復水器の出口で導電率に上昇が確認され、復水器の水質を隔離するために出力降下を開始されましたが、その後も上昇傾向は継続したため、原子炉を手動により停止されております。なお、同事象が発生した約1週間後には、もともと定期検査に入る計画でもあったようです。

また、志賀原発1号機では、ほかにも通常運転中に導電率上昇が見られたケースがあり、その際は、原子炉停止ではなく、出力を降下させた状態で水質を隔離し、点検及び支線等の補修を実施され、出力降下開始から3日後には、再度出力上昇作業を行い、通常運転に復帰されてるケースもあったようです。

なお、下のほうにあります陳情項目についてですが、まず、映像と写真の公開に関しましては、九州電力に確認したところ、これまで構造図等を使いながら説明してきており、映像等に関しては社内データということもあり、公開は考えていないということでした。

また、規制庁に対しましては、当然、報告はなされており、規制庁側も8月25日の定例ブリーフィングにおいて、今後の検査等において、しっかり対応していきたい旨を発言されております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思えます。御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹）先ほどの陳情第24号が継

続になっておりますが、この件についても、やはりきちっと九州電力に実態といますか、説明を求めたいと思います。そういった意味からして、九州電力が対応できるようにお願いができれば、継続が望ましいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において継続審査の申し入れを議長にしますので、御了承願います。

それでは、本陳情は継続審査となりましたが、今後の審査の進め方について協議したいと思えます。

まず、参考人招致の必要があるかについて協議いただきたいと思えます。御意見ありませんか。

○委員（佃 昌樹）陳情第24号と同時でいいんじゃないかなと思えます。招致についてはですね。

○委員長（森永靖子）ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）それでは、本陳情については、九州電力を参考人招致したいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、招致の日程についてお諮りします。招致については、閉会中に行うこととして、先ほどの陳情と同じような形で、具体的な日程は、参考人との調整もありますので、委員長に一任いただきたいと思えます。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で陳情第25号を終わります。

△陳情第26号 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難に関する陳情書

○委員長（森永靖子）次に、陳情第26号原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難に関する陳情書を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関しまして、当局で確認しての事項があれば説明を求めたいと思えますが、説明事項がありますか。

○防災安全課長（角島 栄）この妊産婦、乳幼児、児童についてのPAZ圏以外でも優先的に避難を検討する陳情でございますが、要配慮者の避難等については、UPZであっても考慮しなければならないところであると、防災計画においても対応を規定しているところでございます。

市としましては、乳幼児等につきましても、放射線の影響を受けやすい要配慮者に対する配慮をしながら、防護対策をとっていくこととしております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、意見をお願いします。

○委員（杉蘭道朗）済みません。であれば、この陳情の趣旨に沿った形で、市としては対応することとしているというふうに理解すればよろしいですか。

○防災安全課長（角島 栄）UPZ内の避難につきましても、この指針につきましても、その空間線量の基準に基づきまして避難するという指針でございますので、その中におきまして、そういう優先的に避難というようなことも配慮していかなくちゃならないというところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議した

いと思います。御意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗）採決をお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）この陳情については、弱者救済といえますか、ほとんど道徳観念を持った方であれば、即座に対応できるんじゃないかなというふうには思います。ともかく、弱い立場の人をどういうふうにするかということは極めて大事なことです。こういったときこそ、きちっとした対応が望まれるということで、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終わります。

△陳情第27号 川内原発事故避難受入れ  
先見学に関する陳情書

○委員長（森永靖子）次に、陳情第27号川内原発事故避難受入れ先見学に関する陳情書を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認してる事項があれば説明を求めたいと思いますが、

説明事項がありますか。

○防災安全課（角島 栄）本市では、既に希望する地区コミにつきましても、避難先施設等の確認等の視察を実施済みでございます。この陳情の中にもありますように、自治会単位での視察の声ももう聞いているところでございますので、今後、市としましても、市のマイクロバス等の活用なども含めながら、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。御質疑、御意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）今、当局から説明がありました。市のマイクロバスを活用しながら、なるべく多くの方にこういう機会を設けたいということでありましようが、陳情の中にガソリン代などの負担という部分もござりますが、例えば、診療をされている方含めて、自分たちで自主的に避難先を見学する際に関しての、そういうガソリン代、実費等の補助的な部分というのは考えてはもらいたくないでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）今のところは、ガソリン代の補助等は考えてはいないところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗）採決をお願いします。

○委員長（森永靖子）ほかの意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

△陳情第28号 学校等における原子力防災に関する陳情書

○委員長（森永靖子）次に、陳情第28号学校等における原子力防災に関する陳情書を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○防災安全課長（角島 栄）学校等における備品等の行政側の準備ということでございますが、学校等における原子力防災の計画におきましては、児童、生徒等の避難につきましては、放射性物質が放出する前に家族に引き渡し、家族とともに避難することが基本となっているところでございます。ですので、子どもさんに対しましても、家族と同様の対策をとっていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、御意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）親御さんの責任においてという部分が言われましたけれども、ちなみに、ここにあるマスク、それから、長靴、靴カバー、雨がっぱ等々、市内の対象児童、生徒含めて、仮に市のほうで準備をされるとして、経費的なものはいかほどかかるものかお教えいただきたいと思えます。

○防災安全課長（角島 栄）申しわけございません。まだそういう試算は、していないところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）原則、放射性物質が降り注ぐ前に保護者に引き渡すというのが原則としているけれども、その原則がきちっと守られるかどうか、

か、その辺は全く不明朗じゃないかなと思うんですね。UPZ圏内、PAZ圏内、それぞれ放射性物質の放出の状況は違いますが、放出されてから退避とか一時移転とかいう対応になってきますので。学校に対しては、じゃあ退避とか一時移転、UPZ内ですよ。その前に連絡、情報を学校側に伝えるんですか。

○防災安全課長（角島 栄）原子力災害等発生した場合には、まずは、教育委員会等にそういう状況等の周知はしていきます。その中で、学校等におけるマニュアル等の中で、そういう保護者等への連絡、周知はしているものと認識しているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）学校教育課も来ていらっしゃるみたいですからお聞きしますが、事故が起こったということは、一応、教育委員会に連絡をすると、担当課から連絡をするということのようですが。その連絡を受けたら、直ちに対応ができる体制をとるんですか。保護者にばっと連絡をして、どの時点で対応されるのか、その辺のところをちょっと説明願います。

○学校教育課長（原之園健児）学校におきましては、今、課長が申し上げましたように、施設内での事故等が発生した場合は、もう直ちにこちらに連絡をいただくようになっておりまして、そのことを受けまして、学校教育課の防災組織の分担をしてございますので、そちらのほうから学校にはすぐ連絡をするという状況で、組織的な対応ができるように整えているところでございます。

○委員（佃 昌樹）情報を発信するのはわかりました。しかし、現実に学校が保護者に子どもを手渡す、子どもを預ける、それが放射線量に来る前にそのことが完了せないかんわけですが、そこまでのことを考えての答弁になりますかね。

○学校教育課長（原之園健児）PAZ圏内におきましては、要援護者避難実施ということで、もう十条の段階で避難をいたしますし、UPZにおきましても、情報は同じように伝わるようになっております。そして、学校におきましては、保護者に対する一斉メールとか電話等で連絡網を整えて、それに対応するようになっていっているところでございます。

○委員（佃 昌樹）対応は、そういう対応はわかりました。要は、実が伴っているかということ

なんです。PAZはそうですけど、UPZ管内において放射線が出た、そのことが確認できたということで、いろんな情報が駆け巡るんだけど、一旦事故が起こったら、事故報告は教育委員会に行きますよ。教育委員会が学校に連絡すると言います。学校がそれを受けて、すぐ保護者に連絡して、おそれがあるという事態の中で、放射性物質が降り注いでくるおそれがある中で、そのことが学校で保護者に引き渡しができる、その体制はきちんとしてできるのかと聞いているわけです。実が伴っているのということです。

○**学校教育課長（原之園健児）** 実際、今現在、学校におきましては、引き渡し訓練等を実施しておりまして、そのことで保護者への連絡、そして、引き取りというようなことの段取り等については、実際に保護者と協力をしながら訓練をやって、訓練の問題点については、改善を図るということで今、取り組んでいる状況でございまして、佃委員のその質問については、そういう状況で今取り組んでいる状況であるということで、御理解いただきたいと。

○**委員（佃 昌樹）** 現実をいえば、教育委員会から単なる報告や情報を受けた学校側は、校長判断ですぐ保護者を呼んで子どもを引き渡すといったことは、なかなかできないんですよ、現場は。だから、教育委員会として、こういう場合には、おそれがある段階で保護者に連絡をして引き渡しを行いますよというように指示をきちんとしてかと、各学校長、まちまちなんです。そのことを言ってるわけ。

○**学校教育課長（原之園健児）** 少し説明が、言葉が足りなくて申しわけございません。PAZ圏内におきましても、UPZ圏内におきましても、まあ30キロよりもっと遠い学校もございまして、全ての学校につきましては、施設内で事故等が発生した段階で、既にすぐ保護者に連絡をするようにということはもう確認済みでございまして、校長が判断するというのではなくて、委員会のほうできちんとその指示は出すようになっているところでございます。

○**委員（佃 昌樹）** もうはっきり答えていただきたいのは、放射性物質が降り注ぐ前に保護者に対して引き渡しを行いますと、そういうふうに教育委員会として指導してありますとか、そういう回答だったら理解できるんだけど、訓練を

しています、訓練をしていますで、内実は、実際にそれ、実が伴った訓練なのかどうかということは不明じゃないですか。だから、そここのところを聞いてるんですよ。

○**学校教育課長（原之園健児）** そのところは、きちんと指示してございます。

○**委員（佃 昌樹）** そんならいいよ。

○**委員長（森永靖子）** 対策監のほうから。危機監のほうから。はい、どうぞ。

○**危機管理監（新屋義文）** 最初のこちらの説明の中で御説明すればよかったんですが、EAL2のときにPAZの要配慮者の方は避難することになっています。これと同時に、PAZ、UPZの学校については、全て親への引き渡しということで行動をするということで、教育委員会のほうでマニュアルができてるといふふうに認識しております。ですから、出る前に全ての学校については、親への引き渡しの連絡が行くということ。そして、先ほども訓練のときにありましたが、UPZについては、2日後の訓練といふふうにありましたので、高まっていくのが余裕がありますといふ、そういうことで御認識をしていただければと思います。

以上です。

○**委員（森満 晃）** 済いません。その連絡の件について、先ほども課長のほうから一斉メールということで、当然電話もなんでしょうけども、今はもう保護者のほうに全員メールの確認がとれるような状態に、まあこれは原子力の災害に限らず、もうそういう状態をつくってあるんでしょうか。

○**学校教育課長（原之園健児）** 学校によって違いますけれども、一斉メールを整えている学校もございまして、緊急連絡網を作成して電話での連絡ができるようにということで、どちらかは整えているようにしてございます。

○**委員長（森永靖子）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（森永靖子）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（森永靖子）** 質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（森永靖子）** 自由討議の項目はないと

認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗）採決をお願いします。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）ありがとうございます。起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

---

△陳情第29号 安定ヨウ素剤に関する陳情書

○委員長（森永靖子）次に、陳情第29号安定ヨウ素剤に関する陳情書を議題とします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）安定ヨウ素剤に関する陳情書の中ほどなんですけれども、「チェルノブイリ事故後」ということで、副作用はなかった」と報告されているという文がありますけれども、こちらのほうは、日本医師会あるいは規制庁のほうで、原子力防災における安定ヨウ素剤服用ガイドブックの中に記載されておまして、その中には、皮膚の湿疹だったりとか、胃痛、下痢、頭痛などの症状が出た方もいらっしゃったけれども、安定ヨウ素剤の副作用によるものかは明確でなく、後に残る副作用はなかったというふうに報告されているようです。

あと、その中に、服用不適と慎重服用に該当する症状としまして、不適の場合は、安定ヨウ素剤に過敏の方はもう不適ということになっておりますし、あと、甲状腺の病気がある方、あるいは、腎臓に病気をお持ちの方は、慎重服用というふうに該当するというふうになっております。

あと、兵庫県のしのやま市（後刻発言訂正あり、本ページ参照）では、安定ヨウ素剤の事前配布が決定されているというふうに書かれておりますけれども、こちらのほうは、来年の1月から3月にかけて安定ヨウ素剤が配布されるということは聞いておりますが、その詳細については、こちらのほうでは把握してないところです。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）チェルノブイリの件に関しては、その国のほうの報告書に基づいた形で今説明がありました。

それから、「しのやま市」と言われました。これ、「ささやま市」じゃないのかな。そこを訂正方お願いします。

これらの審議を確認するよう、市役所関係部署に指示していただきたいということで、課長を含めたところでも、ある程度というよりも、事実確認はなされて、結果として不明確な部分というのか、という部分はもうなかったのか、全てにおいてここに網羅されている部分に関しては、一応こういう結果でしたという部分が、調査の結果わかるといふふうに理解すればいいのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○市民健康課長（檜垣淳子）いろいろ調べました結果、ここに書いてあることはわかっているということでもあります。

以上です。

あと、「しのやま市」を「ささやま市」というので、訂正をお願いします。（本ページの発言を訂正）

○委員（佃 昌樹）実は、篠山市に行っていました。ここの市長と話もしました。市長が、やっぱり高浜原発から50キロにある篠山市ですが、いろんな専門家も交えた、それから、一般の市民を公募して、専門委員会をつくって、そこで放射線物資のシミュレーションをしたりして、180マイクロとか100マイクロといったような、50キロ離れたところでもそういう値が出て、びっくりして、そして、ことし4月からですか、配布を決定をしたというような話を、実はこの前、ほんの1カ月ぐらい前にしてきたところなんです。

そういった実態等があつて50キロ離れたところであっても、やっぱりブルームが、迫ってくる

可能性というのは否定できないなという現実に直面をしましたので。ここにもあるように、関係部署としてはきちっと審議の確認をしていただきたいし、それから、あと、教育委員会の働きかけ、まあ父母と書いてありますけど、保護者に対してそういった働きかけをするといったことについても、これは、やっぱり原発の立地市としては、当然、やらなければならないことじゃないかなというふうに思います。教育委員会がそういった意思があるのかなのか、その辺も含めて、これは防災安全課がやってもいいわけですが、そういった保護者に対する働きかけ、まあ防災安全課はそれぞれ説明会を開いてやってるんですが、教育委員会なり、防災安全課なり、どちらでもいいんですが、そういったことが必要であるという認識があるのかなのか、その辺ちょっとお伺いもしたいなというふうに思います。

**○防災安全課長（角島 栄）** こういう原子力防災の計画につきましては、出前講座等を通じたりして市民の方には周知しているところでございますが、学校等におきましても、現在、学校等からの要請が来ておりますので、その中でも原子力についての、保護者並びに先生方等へも周知しているところでございますので、今後につきましても、学校等からの要請がございましたら、出向いて行って、原子力の基礎といったものもしていきたいと考えております。

以上です。

**○学校教育課長（原之園健児）** 今、課長が申し上げたとおり、防災安全課等とも連携をし、そして、また市民健康課等とも連携をしながら検討してまいりたいと思います。

**○委員（福元光一）** 課長のほうから、要請があったらということなだけで、要請がなくても、やはり子どもたちは放射線を吸収するというか、被害を大いにこうむるわけですから、要請がなくても、市内全域の学校に、この安定ヨウ素剤に関する事実を、事実ここに、陳情に書いてあるように、安定ヨウ素剤とはこういうものだということをやはり早く言って、学校のほうで子どもたちもひっくるめて、だったら、父兄もひっくるめて説明したほうがいいと思いますので、そうしてください。

**○学校教育課長（原之園健児）** 教育委員会、学校教育課とまた協議させていただいて、進めてい

きたいと思います。

**○委員長（森永靖子）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（森永靖子）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（江口是彦）** さっき佃委員が言われました篠山市の、私も市長とお会いしてきましたけれども、非常にここがすごいというのは、行政がいろいろ指針を出して、ヨウ素剤配布の問題にしても、行政の施策というより、もう相当前から民間、市民も含めた専門委員会をつくって、どうしたらいいかと。それで、これが提言がまとまって、このヨウ素剤部門の分科会で、やはり50キロ離れてるけれども、全市民に配布すべきじゃないかという提言を受けて、来年のもう1月から、市長の広報が、市長談話で、もう11月か出てますけれども、1月からもう3月までかけてするんですよ。もう全地区回って、結構広い地域ですけど。やはり多分インターネットの資料等でも、ここの避難計画の、あの委員会提言等も出てると思いますので、調査されたと思いますけど。大事なのは具体的な配布活動、1月から3月までのそれを、ぜひ継続して情報収集してほしいなと。薩摩川内市の場合も、PAZでまだ75%でしょう。僕は、行政だけではなかなか、この普及啓蒙というのはいまよくいかないような気がしました。だから、市長が音頭を取って積極的に言うだけじゃなくて、やっぱり市民の中で、そういう下からの要望が行政を突き動かしてる部分があったような気がしますので、その辺について、今後、継続して情報収集していく予定がちゃんと立っているかどうかを質問します。

**○市民福祉部長（春田修一）** 先ほど課長が話をしたようでございますが、来年の1月から3月にかけて、18カ所会場で、休日夜間という形でするように聞いております。ただ、江口議員がおっしゃいますように、情報収集は来年から始まりまますので、そのあたりの情報収集というのはやっていきたいと思っております。

また、本会議場でも、佃議員の質問に対しまして、市長もほうも調査するというようなことを言っておりますので、私どもも今後これらがどういう、結果も踏まえまして、継続して調査してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）採決をお願いします。

○委員長（森永靖子）ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

それでは、当局の皆さん、ここで退室していただいて結構です。大変御苦労さまでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（森永靖子）以上で、日程の全ては終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（森永靖子）次に、閉会中の委員派遣の取扱いについてお諮りします。

先ほど、閉会中の12月20日に、平成27年原子力防災訓練の現地視察を実施することになり

ましたが、委員派遣の手続は正副委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（森永靖子）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

## 【卷末資料】

陳 情 文 書 表

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |       |                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|----------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 陳情第 2 1 号                                        | 受理年月日 | 平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 実態に即した原子力防災訓練になるよう全市民への周知徹底を求める陳情                |       |                      |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市田海町 1 1 番地 6 5<br>川内原発建設反対連絡協議会<br>会長 鳥原 良子 |       |                      |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                  |       |                      |
| <p>川内原子力発電所 1・2号機が再稼働し、12月20日には本市において避難訓練が行われる。2013年10月の避難訓練では、5キロ圏内の住民が、確かわずか300名程度参加されたが、今回は、より実態に即した避難訓練になるよう、可能な限りの全市民の参加、あるいは意識的な参加を望む。</p> <p>例えば、職場やスーパーマーケットでの買い物中、建物内で広報が聞こえるのか、どのような方法で原発事故訓練情報を知ることができるのか、日曜日なので学校の授業は休みであるが、部活動は行われているので、父母への連絡がどのようになされるのか、屋外にいた場合どのような状況で原発事故を知ることができ、どのような判断をしたらいいのか、安定ヨウ素剤は誰が取りに行き、その配布は自治会ごとにするのか、地域の中での要支援者の見守りは家族だけでいいのか、全市民が自分の身を守る手立ての一つとして、原発事故の防災訓練を意識できる日にしたいと考える。</p> <p>12月20日の訓練の前に、せめて自治会ごとに原子力災害時の避難マップを持ち寄って、自治会住民同士が、避難マップの読み合わせ会をするなど、避難についての事前学習会開催を勧め、重大事故の避難時の各人の持ち物や避難場所までの行動、安定ヨウ素剤の服用や地域住民同士の連帯と連携した動きを確認できるようにしたいものである。</p> <p>よって、以下のことを陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>より多くの市民が参加もしくは意識できるよう、原子力防災訓練時の広報をより充実化し、各自治会、職場、学校、家庭等における原子力防災の周知徹底を図ること。</p> |                                                  |       |                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                             |       |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 陳情第22号                                      | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 希望する住民への安定ヨウ素剤入手を検討することを求める陳情               |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 薩摩川内市田海町11番地65<br>川内原発建設反対連絡協議会<br>会長 鳥原 良子 |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                             |       |             |
| <p>九州電力は、11月17日、川内原発1号機に続き2号機までも営業運転を開始された。日本の原発で、川内原発2基が、いの一に再稼働してしまったことは、住民を様々な不安に陥れている。その一つが、重大事故の際の放射性物質の拡散による健康不安である。原子力発電所が立地している以上、放射能の影響を多くの方が不安に思うことは当然の成り行きである。幼い子どもほど放射能の影響が大きいことは、チェルノブイリ原発事故で知られているので、子育て真最中のご家族の不安はとて大きいと思われる。</p> <p>原子力規制委員会の審査そのものが、安全が保障されたものではないことを、田中規制委員長自身が再三発言し、多くの国民が知るところとなっている。日本では、避難計画の審査を原子力規制委員会さえ行わず、誰が避難に責任を持つのか曖昧なままであり、本市民の重大事故への不安は覆い隠すことができない。</p> <p>チェルノブイリや福島原発事故の実態から、放射性ヨウ素の甲状腺への内部被ばくを避けるために、安定ヨウ素剤を手元に置いて直ちに服用することが肝心であることを放射線に詳しい専門家は指摘している。しかも、24時間以内の服用でない場合、その効果は全くなくなることから、事故発生前後3回の服用が効果的と進言されている。</p> <p>福島原発事故では、事故の混乱から安定ヨウ素剤の配布と服用判断が遅れ、県民のほとんどが服用できず、安定ヨウ素剤を保管していたにもかかわらず、住民を守る手段にはならなかった。その反省から、重大事故の際、安定ヨウ素剤の配布を待つだけでなく、私たち住民自身が自らの責任で安全を確保する可能性も選択できたらと思う。</p> <p>よって、以下のように陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>安定ヨウ素剤の入手希望者への配布又は購入について検討し、住民の健康保全を図ること。</p> |                                             |       |             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                        |       |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 陳情第23号                                                 | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情                        |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                        |       |             |
| <p>本年11月6日、鹿児島県が設置しているモニタリングポスト67基のうちの25基が長時間測定不能になっていたことを県は隠蔽していた。これは会計検査院の現地調査と県原子力安全対策課に対する調査で発覚した。原発から5キロ圏内の住民は被ばくする前に逃げられるとし、5キロ圏外の住民は被ばくを続け、5キロ圏内の住民が30キロ圏外に避難してから、避難を開始する計画であった。しかし、今回の事件により、県や国の情報を信用せず、全ての住民が我先に避難しようとする事になったと考える。</p> <p>原発は今日にも放射性物質大量放出事故を起こすかもしれないという前提で運転されている。放射線モニタリングポストが正常に放射線量を測定できるのが測定避難計画の大前提である。避難計画は放射性物質の拡散予測をせず、放射線モニタリングポストに届いた放射線量の測定値を大前提としていたが、11月6日に発覚した放射線モニタリングポスト測定不能隠蔽事件により、信頼性はやはりないことが確認された。</p> <p>昨年の11月7日に知事は再稼働に同意した。その前の6月に行われた県が中心として30キロ圏内の市で開催された避難計画の説明会では、「避難計画は、使用済み核燃料が貯蔵されているので、再稼働していなくても必要であり、再稼働ありきの避難計画ではない」との説明をしている。8月11日の1号機の起動時に間に合ったから問題がないということではない。そもそも地震により電源が失われるということで太陽光で電源を賄う計画であったはずである。再稼働の起動に合わせて、慌てて電源ケーブルをつけたただけであり、本来目的としていた電源喪失の場合の対策はどうするのか。そのときの都合で説明を使い分けることは許されない。</p> <p>放射線モニタリングが機能しない、信用できない、不十分となる状況が発生することが確認されたと考える。</p> <p>よって、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市として放射性物質の拡散予測の検討をするとともに、5キロ圏外住民も被ばくする前に30キロ圏外に避難できるように避難計画を見直すこと。</li> <li>2 本市内に設置されている放射線モニタリングポストの信頼性を市独自に検証すること。</li> </ol> |                                                        |       |             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                        |       |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 陳情第24号                                                 | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情                 |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                        |       |             |
| <p>九州電力は、川内原発2号機の営業運転入りの翌11月18日に報道陣の取材に答えて、川内原発2基の運転について、60年頑張る、と発言した。</p> <p>また、11月20日、経済産業省で行われた第1回使用済み核燃料対策推進協議会において、川内原発と玄海原発の敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設の建設計画を発表した。</p> <p>60年運転も使用済み核燃料敷地内貯蔵施設建設も、30キロ圏内住民にとって極めて重大な問題である。それを地元住民を全く無視する形で発表した。川内原発2基が営業運転入りしたから、あとは30キロ圏住民を無視してもよいのだと考えているのかと疑念を抱かずにはいられない。</p> <p>川内原発1号機は既に32年目に入り、2号機は11月29日から31年目に入る老朽原発である。老朽化の状態を調べる高経年化技術評価も、宿題を残した状態での見切り発車的認可をしている。福島原発事故での老朽化の影響は現場での確認ができない状態であることから、川内原発は本来であれば再稼働審査対象外の原発である。</p> <p>使用済み核燃料の貯蔵施設は、日本の場合、再処理するまで中間貯蔵するとされてきた。そして、青森県むつ市に使用済み核燃料5,000トン規模の施設の建設が始まり、既に3,000トン規模の施設は建設が終わったが、福島原発事故が発生し、現在も搬入はない。また、50年後までには再処理工場へ搬出するという前提での受入れであった。しかし、11月16日、日本原燃株式会社は六ヶ所再処理工場の完成予定を2018年度上期(4～9月)と発表した。これは22回目の延期で、信用する人がいるとは思えない。50年後までの搬出は第二再処理工場の建設が前提だが、完全に絵に描いた餅である。</p> <p>現状で中間貯蔵施設を敷地内に建設することを許せば、敷地内から使用済み核燃料が出て行くことは、長期間極めて難しいと考える。もちろん、施設の安全性に関しても、現在の施設の設計でよいのか、また、敷地の条件はどうか不安がある。</p> <p>また、貯蔵施設の建設は、原発の40年以上60年までの運転を押し切ることを容易にするものである。わずかな交付金の上乗せに目がくらんで判断を誤ることのないように願っている。</p> <p>よって、下記事項について陳情する。</p> |                                                        |       |             |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |       |             |
| 九州電力に対し、川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設の建設計画と、40年を超える運転について、川内原発30キロ圏住民を無視しての発言、発表に抗議すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |       |             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                        |       |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 陳情第25号                                                 | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求める陳情                |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                        |       |             |
| <p>川内原発1号機の復水器で8月20日に復水器細管が損傷し、海水が復水器内の二次冷却材の中に流入する事故があった。九州電力は、復水器が6つの水室に分かれていて、海水が流入したのはA水室のみであり、5本の損傷細管を特定したところまでは発表した。ところが、細管の内側から渦流探傷検査（ECT）で損傷箇所を特定し、その場所を外側からファイバースコープで映像撮影している。映像も、写真も公開を求めているがいまだに公開していない。</p> <p>1998年1月に、北陸電力の志賀原発1号機の復水器細管が損傷し、海水が流入する事故があった。このとき、北陸電力はすぐに原子炉を停止させ、調査の結果、金属片が当たって損傷したことが分かった。</p> <p>写真や映像を見れば、金属片が当たったことにより損傷したのか原因が想定できるかもしれない。</p> <p>本来、川内原発でも原子炉を停止させ調査すべきだったにもかかわらず、次回定期検査まで原因調査を延期してしまった。</p> <p>よって、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>九州電力に対して、川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求め、第三者による調査が行えるようにすること。また、原子力規制庁にも調査を依頼すること。</p> |                                                        |       |             |

|                                                                                           |                              |       |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                   | 陳情第26号                       | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                       | 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難に関する陳情書 |       |             |
| 陳 情 者                                                                                     | 薩摩川内市五代町24番地1<br>武藤 智子       |       |             |
| 要 旨                                                                                       |                              |       |             |
| <p>原発事故時、放射能被ばくに対して妊産婦・乳幼児・児童は、より大きな影響を受ける。については、PAZ圏以外でも、妊産婦・乳幼児・児童の優先避難を検討するよう陳情する。</p> |                              |       |             |

|                                                                                                                                                                                                         |                            |       |                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|----------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                 | 陳情第 2 7 号                  | 受理年月日 | 平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                     | 川内原発事故避難受入れ先見学に関する陳情書      |       |                      |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                   | 薩摩川内市五代町 2 4 番地 1<br>武藤 智子 |       |                      |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                     |                            |       |                      |
| いちき串木野市では、1 3 4 公民館と 1 6 地区まち協会長へ通知を出し、市でバスを用意するなど積極的に受入れ先見学をしていると聞いた。本市でも、コミュニティ役員だけでなく各自治会長へも周知をしてバスでの見学を実施することや、自家用車での避難訓練を実施しやすくするようにガソリン代を負担するなどの工夫をし、川内原発事故避難受入れ先の見学を推進することを担当部署に働きかけてくださるよう陳情する。 |                            |       |                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                            |       |                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|----------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 陳情第 2 8 号                  | 受理年月日 | 平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 学校等における原子力防災に関する陳情書        |       |                      |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 薩摩川内市五代町 2 4 番地 1<br>武藤 智子 |       |                      |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                            |       |                      |
| 既に小中学校で、引渡しカードによる防災訓練が実施されているようだが、原発事故を想定していない訓練や、していてもその学校により取り組み方が様々なようである。原発事故を想定した訓練では、児童・生徒がマスクを付けているようだが、避難時に、スクリーニング検査で汚染が確認された場合には、放射性物質が付着した服を脱がなくてはならない。マスクだけではなく全身を汚染から守れるように使い捨ての雨ガッパ、長靴か靴カバーなどの準備も必要である。<br>ついては、学校等（幼稚園、保育園、小中学校、学童保育等）で原子力防災上必要な放射能汚染から子どもを守るための備品（使い捨ての高性能マスク、雨ガッパ、長靴など）の準備を、父兄にさせるのではなく行政側で準備するよう陳情する。 |                            |       |                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                            |       |                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|----------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 陳情第 2 9 号                  | 受理年月日 | 平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 安定ヨウ素剤に関する陳情書              |       |                      |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 薩摩川内市五代町 2 4 番地 1<br>武藤 智子 |       |                      |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                            |       |                      |
| 安定ヨウ素剤は、原発事故時に早急に服用することにより甲状腺がんの有効な予防となる。そのため本市内の P A Z 圏内では、事前配布が実施されている。<br>安定ヨウ素剤を事前配布していなかった福島県では、小児甲状腺がんが 1 2 0 人以上にもなっている。<br>チェルノブイリ事故時に、ポーランドでは安定ヨウ素剤が服用され、甲状腺がんの発生が大きく抑えられた。そして、その後の約 3 万 5 , 0 0 0 人への追跡結果で、後に残る副作用はなかったと報告されている。<br>現在、既に兵庫県篠山市では、安定ヨウ素剤の事前配布が決定されている。<br>これらの真偽を確認するよう市役所関係部署に指示していただきたい。<br>子どもの命と健康は、何よりも優先すべきことである。議会から教育委員会へ、安定ヨウ素剤に関する事実を、市内全域の児童の父母に知らせるよう働きかけることを陳情する。 |                            |       |                      |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 森永靖子